

# ハード事業

○オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備の促進

令和8年度予算額：  
10,000百万円の内数

## 概要

- 一部の地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反問題など、我が国における観光課題が顕在化している状況。
- インバウンドの更なる受入れに対する国民の不安を払拭し、観光を我が国における「戦略産業」として持続的に発展させていくためには、局所的・短期的な対応が中心となっていたこれまでの対策に加えて、地域の方々の理解の下、中長期的な視点からより実効性のある面的な対策を一層促進していく必要がある。
- 本事業では、各地域が抱える課題に対して、地域一体で行う様々な取組を面的・総合的に支援する

## 事業イメージ

### 主な補助内容例（想定）



## 支援内容

- 地域における観光施策のとりまとめ・旗振り役である地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、各地域が現在直面している課題／今後抱える課題に地域一体で行う様々な取組※1を面的・総合的に支援する。また、民間事業者をはじめ、個別の受入環境整備に係る取組についても、きめ細やかな支援を行う。※1 調査・実証に係る取組を含む
- 特に、ソフト的・対症療法的な対策のみならず、中長期的な視点から安定的・持続的に支援できるよう、複数年にわたる取組についても支援することとする。また、検討段階から観光庁・地方運輸局が伴走支援を行い、地域の方々の理解の下、より実効性のある対策の加速化を図っていく。

## 支援類型等

	地域一体型	一般型
類型概要	地方公共団体、登録観光地域づくり法人（DMO）が中心となって、地域の多様な観光関連事業者等と連携しながら、実情に応じた面的な受入環境整備を行う類型	多様な観光関連事業者が、各地域が抱える観光課題に対応すべく、一又は複数の者が連携しながら、実情に応じた受入環境整備を行う類型
申請主体	地方公共団体、登録観光地域づくり法人（DMO）	地方公共団体、登録観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等
補助対象者	地方公共団体、登録観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等	
補助上限額 補助率	2億円 2 / 3 以内	5,000万円 1 / 2 以内
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請時点において、申請主体を含む地域の関係者により構成される協議の場を設けておくこと</li> <li>● 当該協議の場における議論について、地域住民の意見を取り込める方法を取り入れておくこと</li> <li>● 申請主体が登録観光地域づくり法（DMO）である場合には、関係する地方公共団体と連携すること</li> </ul>	申請主体が地方公共団体以外の者である場合には、関係する地方公共団体との連携が必要（連携を証する書類を提出すること）

## 支援内容（補助率等）

補助率 2 / 3（補助上限額：2億円）、1 / 2（補助上限額：0.5億円）

## 対象者

地方自治体、登録DMO、民間事業者等

## 支援手続スケジュール

公募開始：令和8年2月25日（水）

計画申請受付締切：令和8年5月29日（金）12：00【締切厳守】

※ 2次公募については、実施時期についてHPで更新予定

詳細は観光庁HP（[https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo08\\_00057.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo08_00057.html)）を参照

【連絡先】国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL：03-5253-8972

## ○観光地・観光産業における省力化・省人化等推進事業

令和7年度補正予算額：  
2,550百万円

## 概要

省力化設備や地域の複数の宿泊事業者による共同事業の設備への投資支援等といった短期的施策に加え、外国人材の確保・定着の支援や宿泊業における従業員の待遇改善策の検討など中長期的な対策を総合的に推進し、観光産業の基盤の維持・強化を促進していく。

## 事業イメージ

## 対象事業

## ①省力化・省人化に向けた設備投資等

観光地・観光産業の省力化・省人化等を実現するために必要な支援を実施する。

- 地域一体となった効率化支援：観光地全体の効率化を行い、提供価値を向上させる為、共同設備（セントラルキッチン、温泉引湯管、従業員寮）の導入・改修等を支援。
- 省力化投資補助：省力化に資する設備（自動チェックイン機等）の導入を支援。
- 観光地経営人材育成支援：「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進。

## ②観光産業の基盤の維持・強化に向けた調査等

深刻な人手不足を解消するため、優良事例の調査・横展開及び待遇改善取組の検討等を行う。

- 人材確保・定着の促進：特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、事業者の受入体制の強化等を実施。また、事業者や業種の垣根を超えた連携による有効活用策を検討。
- 経営力強靱化の促進：宿泊業の待遇改善等、経営上の課題を調査し、「宿泊業における高付加価値化のための経営ガイドライン」の改訂検討などを通じて、経営力強靱化の促進を図る。

## 対象者

## 支援内容

- 補助対象・請負先：①地方公共団体、民間事業者等（間接補助の場合は、国→民間事業者（事務局）→地方公共団体（DMO）、宿泊事業者等）②民間事業者等
- 事業形態：①直接補助事業 及び 間接補助事業（補助率1/2） ②調査事業等

**【連絡先】国土交通省 観光庁 参事官（旅行振興）、観光産業課**  
TEL：03-5253-8367、03-5253-8330

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

令和8年度予算額：  
1,300百万円

概要

訪日外国人旅行者6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円の実現に向けて、スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツ。スキー・スノーボードを楽しむ訪日外国人旅行者が増加する中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込み、地方へ誘客するため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。

事業イメージ

国際競争力の高いスノーリゾートの姿

○快適性・満足度の高いゴンドラ・リフト



快適性の高い  
ゴンドラ

○高機能な降雪機の導入による明確な営業期間



高機能な降雪機

○地域の観光資源も活かした  
スキー以外の「非日常体験」

「自然」・「食」・「文化」等を活かし、  
日本ならではのアフタースキー・グリー  
ンシーズンのコンテンツを創出。

国際水準のスケール  
世界に誇る雪質

ベースタウン

観光地としても魅力ある滞在環境

○長期滞在客の利便性向上

○ストレスフリーな旅行環境

(例：エリア一帯での共通リフト券  
(ICゲート)、利用しやすい二次交  
通、上質な休憩施設(レストハウ  
ス・トイレ)、案内板の多言語表記、  
Wi-Fi整備、事前決済・キャッシュレ  
ス対応、ガイド等)



多言語自動発券機

## 対象者

補助対象：国→民間事業者→DMO、民間事業者等

## 対象事業

- ・スキー場インフラの整備
  - 索道施設（ゴンドラ・リフト）の撤去・新設  
※既存ゲレンデ内にあつては、高付加価値化に資するものに限る。
  - 搬器の更新（機能向上分）
  - スノーエスカレーターの導入
  - 高機能な降雪機の導入
  - ICゲートシステムの導入
  - レストハウス等の改修・撤去
  - リフト乗車補助具の導入
- ・スノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツの造成
- ・受入環境整備（多言語対応、Wi-Fi整備、キャッシュレス、スキーヤー向け設備、DX対応等）
- ・外国人対応可能なインストラクターの確保
- ・二次交通の確保（スキー場間の周遊のためのバス運行等の実証実験）
- ・情報発信（プロモーション素材の作成等）

## 支援内容

事業形態：間接補助事業（補助率 1/2）

（※補助上限：スキー場インフラの整備について、個別事業1件につき3億円。ただし、ICゲートシステムの導入については、スキー場1か所につき1,200万円。）

## 支援手続スケジュール（予定）

令和8年度地域公募：令和8年3月23日～5月15日

交付時期：未定

※なお、二次募集の予定なし

## 備考

事業概要

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo04\\_00047.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo04_00047.html)

## 【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光庁観光地域振興課 TEL03-5253-8328

○質の高い消費と投資を呼び込むための  
デジタルノマド誘客促進事業

令和8年度予算額：  
100百万円

概要

令和6年3月に日本でもデジタルノマド向けの在留資格制度が創設され、今後、観光ビザの期間を超えたロングステイのデジタルノマドの増加が見込まれる。

デジタルノマドは、長期滞在に起因する滞在期間全体での消費額の高さに加え、実業家等も含むビジネスインバウンドであり、対日投資の拡大や日本企業とのビジネスマッチング機会の創出も期待される存在のため、デジタルノマドの特性やニーズに即した受入環境整備を図ることを目的とした調査事業及び補助事業を実施。

事業イメージ

①調査事業

デジタルノマドの誘客に先進的に取り組む以下のようなモデル事例を選定し、デジタルノマドの志向・特性に応じた取組を総合的に実施

- ・東京/大阪×地方の二地域連携による周遊の仕組み化
- ・高収入層デジタルノマドを対象とした受入戦略の高度化
- ・観光ビザの滞在期間(90日)を超える長期滞在促進に向けた環境・体制の整備
- ・企業に属するデジタルノマドを対象とした新たな誘致スキームの構築
- ・上記に比肩する先進的な取組み(誘客手法や経済効果)



リモートワークでの長期滞在

②補助事業

デジタルノマド受入れに必要な環境・体制整備を支援  
(施設改修・整備、設備導入・物品購入等)



コワーキングスペース等の整備

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

対象事業

①調査事業

実証期間中に先進的な取組要素を含む以下の取組を行うこと

- ・デジタルノマドの継続的な受入れに向けた体制の構築・誘客戦略の策定
- ・デジタルノマドの継続的な受入れのための受入環境整備
- ・デジタルノマド向けの滞在プログラムの造成
- ・誘客プロモーション・ネットワークづくり
- ・効果検証・フォローアップ

## ②補助事業

ソフト・ハードの両面で以下の補助対象メニューに該当する経費の一部を補助

- ・受入環境整備の実施に向けた戦略の策定等に係る費用
- ・デジタルノマドのニーズに合わせた施設改修・整備等に係る費用
- ・デジタルノマドのニーズに合わせた設備導入・物品購入等に係る費用
- ・デジタルノマドの受入に必要な滞在プログラム造成・効果検証等に係る費用
- ・デジタルノマドが必要とする受入環境に関する情報発信等に係る費用
- ・本事業の効果検証、課題分析等に係る費用

## 支援内容

①調査事業：上限1,500万円

②補助事業：上限700万円、補助率は1/2以内

## 昨年度からの変更のポイント

①調査事業：より先進的な取組を重視

上限1,200万円から上限1,500万円に変更

②補助事業：上限500万円から上限700万円に変更

## 支援手続スケジュール（予定）

### ①調査事業

令和8年3月5日～令和8年4月14日 地域公募

// 5月下旬 採択案件公表（予定）

// 6月中旬～令和9年1月末 事業実施（予定）

### ②補助事業

令和8年3月25日～令和8年4月30日 地域公募

// 6月中旬 採択案件公表（予定）

// 6月末 交付決定通知（予定）

// 6月末～令和9年2月末 事業実施（予定）

## 参考資料

実際の誘客事例をまとめたナレッジ集や、デジタルノマドの特性等を分析した調査報告書を掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/kankochu/jirei\\_shien/digitalnomad.html](https://www.mlit.go.jp/kankochu/jirei_shien/digitalnomad.html)



【連絡先】国土交通省観光庁観光資源課

TEL：03-5253-8924（直通）

○地域の観光資源充実のための環境整備推進事業

令和8年度予算額：  
4,000百万円

概要

地域資源を活用した観光まちづくりを推進するため、旅行者の体験の創出や価値向上につながる施設整備等を支援

事業イメージ



①地域資源を活用した観光まちづくりの推進

歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援

②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備

街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定※1、整備効果促進※2 等

③地域資源の観光活用に係る調査

地域の観光資源の多様な組合せを活用した観光まちづくりを推進するための調査

## 支援内容

- ①間接補助事業（1/2、最大2億円）
  - ②直接補助事業及び間接補助事業  
1/2（※1と※2については10/10、最大1000万円）
  - ③調査事業（10/10最大1000万円）
- ※②は、歴史まちづくり法に基づく、国の認定を受けた歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域に限る（※1については歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村を含む）。

## 対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等  
（②は歴史まちづくり計画認定自治体内の者等に限る）

## 昨年度からの変更のポイント

今年度からは歴史的資源に限られず、歴史・食・自然・文化といった地域資源を活用した観光まちづくりを推進する。

## 支援手続スケジュール（予定）

- ①・③令和8年3月9日（調査事業）、3月12日（補助事業）：公募開始  
令和8年4月22日：公募締切  
令和8年6月：採択発表
- ②令和7年6月頃：概算要望調査  
令和8年1月頃：本要望調査  
令和8年4月頃：交付決定

## 参考資料

「歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業」を通じて得られた知見を「ナレッジ集」として掲載しております。

歴史的資源を活用した  
観光まちづくり  
推進事業 ナレッジ集



[https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei\\_shien/rekishitekishigen.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/rekishitekishigen.html)

## 【連絡先】

- ①・③ 国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL：03-5253-8925
- ② 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 TEL：03-5253-8954

## ○地域一体となった観光産業の効率化支援事業

令和7年度補正予算額 800百万円  
 ※観光地・観光産業における省力化・省人化等推進事業 2,550百万円の内数

## 概要

宿泊業ではインバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復に伴い人手不足が顕著となっている。今後更なる増加が見込まれる観光需要を着実に取り込み、地方への旅行者数・旅行消費額等の増加といったインバウンドによる経済効果を最大限にするためにも、受け皿となる宿泊業の人手不足の解消が急務である。

人手不足の解消にむけては、更なる生産性向上が必要であるところ、宿泊事業者が連携・協働し、地域一体となった労働生産性向上のための設備投資や改修等を行う取組を支援する。

## 事業イメージ

## 対象事業

観光地全体のサービス水準や労働生産性を大幅に向上させると認められる設備導入や改修

(例：コミュニティーガス事業や地域共同倉庫、循環バス、セントラルキッチン、温泉引湯管、従業員寮等)



<例：コミュニティーガス事業>



<例：セントラルキッチン>

## 対象者

地域内で連携した宿泊事業者等の共同事業体※1や宿泊事業者等が出資して設立した法人※2、観光協会やDMO※3等

- ※1：連携協定書や共同実施体制等の提出ができる場合に限る
- ※2：定款や出資者一覧、共同実施体制等の提出ができる場合に限る
- ※3：地域内の宿泊事業者等との連携協定書等の提出ができる場合に限る

## 支援内容

間接補助事業（上限5,000万円、補助率1/2）

## 支援手続スケジュール（予定）

- 令和8年4～5月：公募予定
- 令和8年7～8月：採択公表予定

## 【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL 03-5253-8330

## ○廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業

令和8年度予算額：  
1,000百万円

## 概要

地方の温泉街の中心地などでは、かつて団体旅行向けに建築された規模の大きい旅館の廃墟等が存在している。当該土地では、例えば、個人旅行者向けにダウンスケールした旅館等であれば十分に事業性が成立しうる場合でも、廃旅館等の大きく堅牢な建物の解体・減築に要する費用が新たな宿泊事業に比して過大となってしまうために、再生が進められないケースがみられている。このようなボトルネックに対応するため、温泉街の中心地などで廃旅館等を撤去・減築し、新たな旅館の再生を行う事業を支援する。

## 事業イメージ

## 対象事業

- ①中心地における廃旅館等の堅牢な建築物の撤去・減築費  
－原則として再生後は宿泊施設等に供されるものに限る。
- ②上記①に併せて行う相乗効果を生む取組に要する費用  
－撤去後は観光施設等に供されるものに限る。

## ●廃旅館の撤去・減築による再生の例



## (群馬県水上温泉の例)

- ・かつての団体向けに建てられた旅館が事業停止に至る。
- ・廃屋の撤去・減築費が巨額なために、当該土地の再生が困難となっていた。

## 対象者

## 支援内容

- 国→民間事業者→地方公共団体、宿泊事業者
- 間接補助事業（補助率 2/3）

## 支援手続スケジュール（予定）

- 令和8年5～6月：公募予定
- 令和8年8～9月：採択公表予定

## 【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL03-5253-8330

〇ブルーツーリズム推進支援事業

令和8年度予算額：  
166百万円

概要

ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズム(※)を推進する取組を総合的に支援することで、国内外からの誘客と観光客の定着を図る。

※海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行をいう。

事業イメージ

海水浴場等の受入環境整備

トイレ棟の改修、案内看板の設置等、海水浴場等におけるバリアフリー設備等の導入・整備を支援。



バリアフリー設備の導入

海の魅力を体験できるコンテンツの充実

モニターツアーや商談会の実施等、海の魅力を体験できるコンテンツの造成・磨き上げを支援。



SUP体験コンテンツ造成

海にフォーカスしたプロモーション

旅行博等イベントへの出展、WEB・SNSを活用した広告等、プロモーションの実施を支援。



旅行博におけるPR

ビーチ等を対象とした環境認証の取得

ビーチ等の国際環境認証である「ブルーフラッグ認証」の取得に必要な取組を支援。



ブルーフラッグ環境教育

主な海水浴場・海岸  
(令和4～7年度支援地域)



対象者

岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会及び登録DMO

対象事業

観光庁の認定を受けたブルーツーリズム推進計画において記載された以下の取組を支援

- ① 海水浴場等の受入環境整備
- ② 海の魅力を体験できるコンテンツの充実
- ③ 海にフォーカスしたプロモーション
- ④ ブルーフラッグ認証の取得に向けた取組

※海の魅力を高める取組には、海に入らないコンテンツも対象とする。

## 支援内容

- ・事業形態：直接補助事業（補助率8/10）
- ・上限額：総事業費は、3,000万円を上限の目安とする。  
ただし、取組のうち海水浴場等の受入環境整備における施設・設備の改修を含む場合は、5,000万円を上限の目安とする。  
※海にフォーカスしたプロモーションに係る経費は、総事業費に比して5割未満とする。

## 支援手続スケジュール（予定）

令和8年3月11日～4月20日：令和8年度公募

令和8年6月：交付決定予定

※二次公募の有無：未定

**【連絡先】国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課**  
**TEL 03-5253-8111**

# 継続

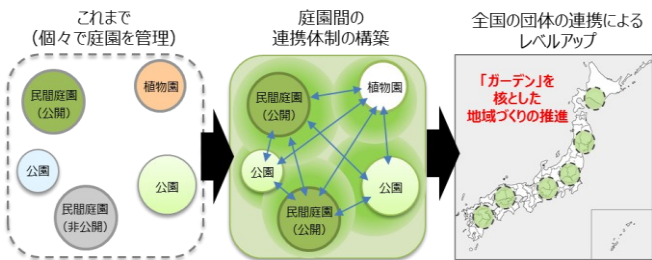
## ○ ガーデンツーリズムの推進 (庭園間交流連携促進計画登録制度)

### 概要

複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取り組みを促進し、地域の活性化と庭園文化の普及を図る。

### 事業イメージ

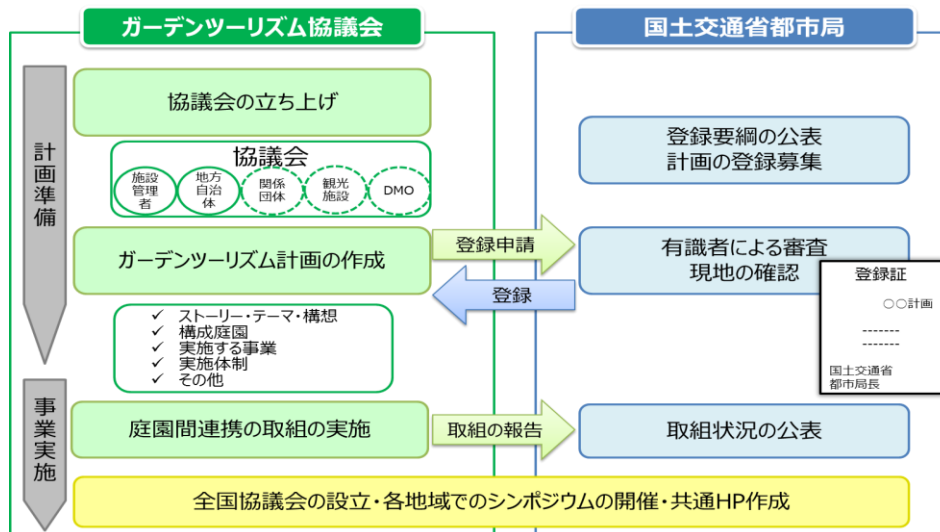
#### ◆ ガーデンツーリズム登録制度（イメージ）



#### ◆ ガーデンツーリズム登録制度の登録ロゴマーク



#### ◆ ガーデンツーリズム登録制度の流れ



### 対象者

地方公共団体及び庭園等の管理者、その他関係者を構成員とする協議会

### 対象事業

庭園間交流連携促進計画の主な記載事項は以下のとおり。

- ① 計画の名称及び登録申請部門
- ② 計画のテーマ及び将来像（ビジョン）
- ③ 計画を構成する庭園等
- ④ 実施する事業
- ⑤ 協議会の構成員及び事業実施体制
- ⑥ その他計画の実施にあたって必要な事項

登録された計画：19計画（令和8年4月現在）

第1回登録  
**北海道ガーデン街道**  
 北海道旭川市、富良野市、帯広市ほか  
  
 真鍋庭園（帯広市）

第1回登録  
**ガーデンネックレス横浜**  
 神奈川県横浜市  
  
 日本大通り（横浜市）

第1回登録 **富士・箱根・伊豆**  
**「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム**  
 神奈川県箱根町、静岡県沼津市、三島市ほか  
  
 沼津御用邸記念公園（沼津市）

第1回登録  
**にいがた庭園街道**  
 新潟県新潟市、村上市、新発田市ほか  
  
 旧齋藤家別邸（新潟市）

第1回登録  
**アメイジングガーデン・浜名湖**  
 静岡県浜松市、湖西市、袋井市、掛川市  
  
 はままつフラワーパーク（浜松市）

第1回登録  
**宮崎花旅365**  
 宮崎県宮崎市  
  
 フローラランド宮崎（宮崎市）

第2回登録 **いばらきガーデン&オーチャードツーリズム**  
 茨城県水戸市、ひたちなか市、笠間市ほか  
  
 借楽園公園（水戸市）

第2回登録  
**湘南邸園文化ツーリズム**  
 神奈川県小田原市、茅ヶ崎市、大磯町ほか  
  
 小田原邸園交流館 清閑亭（小田原市）

第3回登録  
**雪舟回廊**  
 岡山県総社市、鳥取県益田市、山口県山口市、広島県三原市ほか  
  
 萬福寺庭園（益田市）

第3回登録  
**むさしの・ガーデン紀行**  
 三鷹市、調布市、小金井市ほか  
  
 都立野川公園（三鷹市／調布市／小金井市）

第4回登録  
**みやぎ蔵王ハーモニー花回廊**  
 宮城県川崎町、柴田町、蔵王町ほか  
  
 船岡城址公園（柴田郡柴田町）

第4回登録  
**花と暮らす恵庭の花めぐり**※  
 北海道恵庭市  
  
 ガーデンギャラリー（恵庭市）

第5回登録  
**森の京都ガーデンツーリズム**  
 京都府亀岡市、南丹市、京丹波町ほか  
  
 千手寺（亀岡市）

第5回登録  
**みよし野ガーデン里山探訪**※  
 埼玉県三芳町  
  
 三富今昔村（三芳町）

第6回登録  
**花と湯の町 なかのじょう**※  
 群馬県吾妻郡中之条町  
  
 中之条ガーデンズ（吾妻郡中之条町）

第6回登録  
**ローズマインドに出会う旅**※  
 広島県福山市  
  
 ぼろ公園（福山市）

第7回登録  
**伊勢国お庭街道**  
 三重県桑名市、菟野町、鈴鹿市ほか  
  
 北畠氏館跡庭園（津市）

第7回登録  
**花でつながる北関東花回廊**  
 茨城県ひたちなか市、栃木県芳賀郡、群馬県館林市ほか  
  
 あしかがフラワーパーク（足利市）

第8回登録  
**愛知サムライガーデン**  
 愛知県名古屋市長区、豊橋市、岡崎市ほか  
  
 徳川園（名古屋市長区）

※恵庭・みよし野・なかのじょう・福山が「探訪部門」、その他は「周遊部門」

第8回登録：令和8年6月登録予定

## 支援内容

- 国土交通省HP等において、各登録協議会に関する情報を国内外へ発信
- 全国都市緑化フェア等、緑に関する行催事と連携したPRを実施
- 先進事例の横展開を通じ、「ガーデン」を核の一つとした地域づくりを推進

全国都市緑化フェアとの連携



第7回登録証交付式



## 支援手続スケジュール（予定）

### 【第9回登録スケジュール】

令和8年 6月	庭園間交流連携促進計画の公募
7月頃	ガーデンツーリズム登録申請説明会
10月	全国会議の開催
冬頃	ガーデンツーリズム登録計画の決定
令和9年6月頃	登録証交付式

随時、ガーデンツーリズムの登録申請に関する相談等を受付。

### 【連絡先】

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 TEL:03-5253-8420  
URL:[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_gardentourism.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_gardentourism.html)

## ○かわまちづくり支援制度

令和7年度補正予算額：  
都市水環境整備5,319百万円の内数  
社会資本整備総合交付金51,041百万円の内数

令和8年度予算額：  
都市水環境整備24,957百万円の内数  
社会資本整備総合交付金459,693百万円の内数

### 概要

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となる事が可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

### 事業イメージ

(水辺整備の例)

- ・河川管理者による護岸整備や管理用道路整備等と民間事業者等が連携した水辺空間を創出し、地域活性化を図る。

#### 【実施事例】



関上地区かわまちづくり (名取川/名取市)

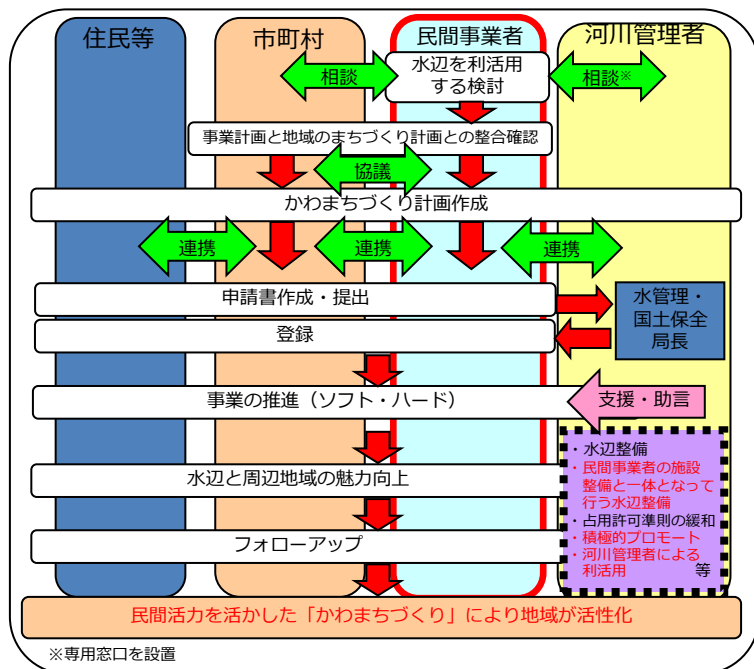


※完成イメージ

中津川市かわまちづくり (千旦林川/中津川市)

#### 【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



### 対象者

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体 (推進主体)  
市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会、民間事業者



## ○官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業 (官民連携基盤整備推進調査費)

令和8年度予算額：  
332百万円

### 概要

観光振興等の地域活性化に資することを目的とし、地方公共団体が民間事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業の事業化に向けた検討のうち、官側が実施する基盤整備にかかる課題整理や機能検討、概略設計等、施設整備の内容に関する調査費を補助するものです。

### 事業イメージ

### 事業フロー

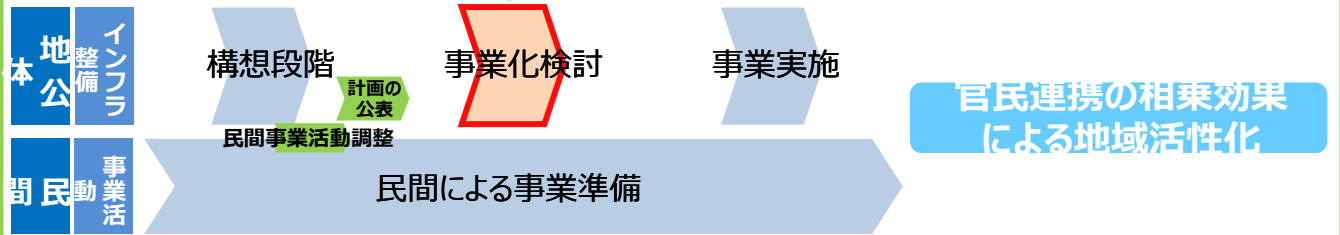
#### ■事業化検討段階の調査費補助

##### ○インフラ整備の事業化検討に必要な調査

- ①概略設計：基本的仕様の検討、概略設計図、パース作成、概算事業費算出 等
- ②基礎データ収集：概略設計に必要な地形、地質、交通量等の調査 等
- ③整備効果検討：インフラ整備による効果、便益、経済効果の検討 等

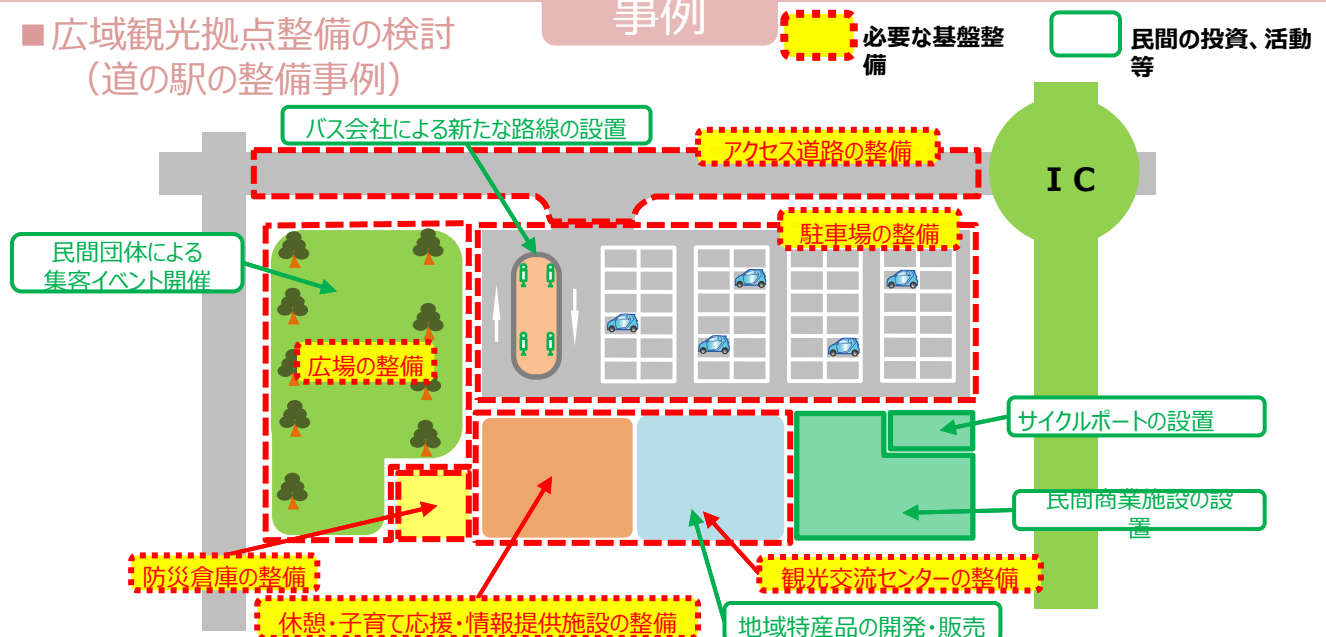
※PPP/PFI導入可能性検討（PPP/PFI手法の選定、官民の役割分担、VFMの算定 等）についても関連する調査として上記調査に併せて実施可能

本調査費で支援



### 事例

#### ■広域観光拠点整備の検討 (道の駅の整備事例)



## 対象者

**地方公共団体**（都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む））

## 対象事業

民間事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業  
**（道路、河川、海岸、港湾、都市公園、都市整備、空港等の公共土木施設）**の事業化に向けて必要な調査検討の経費

### ① 施設整備の内容に関する調査

（基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等）

### ② 上記①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査

（PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFMの算定等）

## 支援内容

事業化検討段階の基盤整備の調査設計・・・補助率： 1 / 2 以内

## 昨年度からの変更のポイント

昨年度からの変更点なし

## 支援手続スケジュール（予定）

**年間2回の募集を予定**しています（応募状況により、変更する場合があります）

国土交通省への応募書類の提出

（実施：第1回募集 2月10日～3月6日

予定：第2回募集 6月上旬頃）

## 備考

ホームページ：

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>

**【連絡先】国土交通省 国土政策局 地方政策課 調整室**

**TEL: 03-5253-8111(内線29-916) 03-5253-8360(直通)**

**Mail: hqt-chouseisitu@gxb.mlit.go.jp**

○クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

令和8年度予算額：  
1,000百万円

概要

- 我が国のクルーズの持続的な成長を目指すために、本事業によりクルーズ旅客の円滑かつ安全な受入のための受入機能高度化や船社に選ばれる観光コンテンツの充実、国内クルーズのプロモーション等を図り、地方誘客や地域経済効果の最大化に向けた取組を推進する。

事業イメージ

対象事業

①地方への更なる寄港促進

●クルーズ受入れに向けた安全性確認

(活用例)



航行安全調査検討  
委員会の実施

- ・各港湾で新たなクルーズ船が寄港する際に必要な航行安全委員会を実施。

国際展示会への出展

- ・港湾や周辺観光情報を発信し、船社との関係構築やクルーズ船誘致をするために展示会へ出展



商談会の開催

- ・船社との継続的な関係性の構築や寄港地選定のセールスに繋がる商談会の開催

●クルーズの受入に係る住民理解の促進や旅客へのマナー啓発

(活用例)



クルーズセミナーの開催

- ・クルーズ船受入れに関する地元の関係者で、クルーズに関する基礎知識等の理解を深めるセミナーを開催。



ボランティアの育成

- ・クルーズ船寄港時の円滑な案内を行うためのボランティア・通訳を育成。



マナー啓発等看板作成

- ・マナー啓発及び作法等に関する多言語対応の大型バナースタンドを作成。

②地域経済効果の創出

●寄港地観光ツアー及び海上観光の造成・販路拡大

(活用例)



FAMツアー

- ・ツアーの造成に関するアドバイスを受け、ブラッシュアップするためのFAMツアーを実施



観光地誘導アプリ開発

- ・寄港地周辺の観光地への誘導を行うためのアプリの開発と効果の実証を実施

(株) One Bright KOBE提供  
※画像はイメージになります

## ②地域経済効果の創出

### ●地場産品の消費スキームの構築

#### (活用例)



#### 食材提供や販売先等の紹介・案内

- ・クルーズ船の乗客・乗組員に対して県産食材の提供や調理方法、販売先・生産者の紹介を実施。



#### ふ頭内での地元産品提供

- ・クルーズ船寄港時に、岸壁にて地元産品を販売するための企画検討・仕組み作りを実施。

## ③二次交通不足解消やクルーズ旅客の受入機能強化

### ●港湾周遊促進のための賑わい施設の整備

#### (活用例)



#### サイクリング施設等の整備

- ・二次交通利用のピークシフトを目的とした、寄港地周辺の周遊に繋がるモニュメントやベンチ、サイクリング施設の整備

### ●二次交通確保に向けた取組

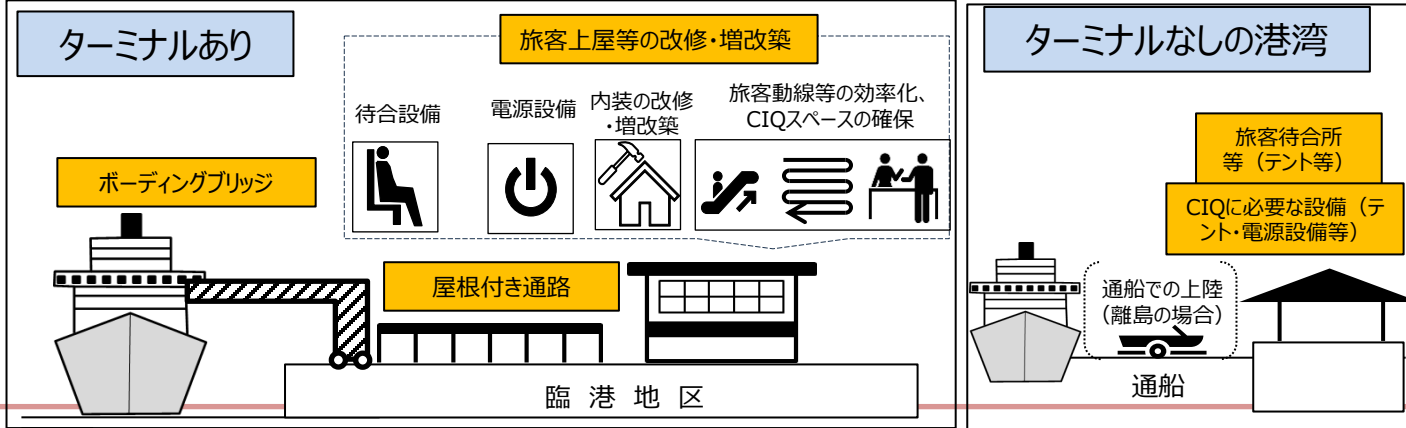
#### (活用例)



#### デジタルサイネージ等の導入

- ・二次交通へのスムーズな接続を可能とするための効果的な支払や効果的な誘導に必要な設備の導入

### ●クルーズ船受入れに伴う受入機能確保



## ④国内事業者のインバウンドの需要新規獲得と地方誘客の促進

### ●訪日外国人が楽しめる船内コンテンツのスキーム構築

#### (活用例)



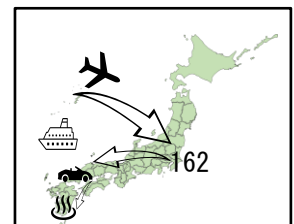
#### 船内コンテンツの充実

- ・訪日外国人が楽しめる船内コンテンツの充実に向け、ニーズ調査や商品開発等を通じた継続的な提供スキーム構築に要する経費を支援。

### ●富裕層の獲得へ向けた「インバウンドの地方誘客につながる航路」利用促進新事業モデル開発

#### (活用例)

- ・地方寄港クルーズを活用し、飛行機で来日、短期のクルーズの後、陸上において観光・宿泊するフライ&クルーズ商品の造成に向けた新事業モデルの開発を支援。



## ④国内事業者のインバウンドの需要新規獲得と地方誘客の促進

### ●国内クルーズプロモーション

#### (活用例)

・地方誘客の促進を目的に、日本の国内クルーズの認知度向上及び利用拡大を図るプロモーションに係る取組を支援。



### ●外国旅行会社招聘によるFAMツアーの実施

#### (活用例)

・日本のクルーズ販売経験が乏しいターゲット国の旅行販売事業者に対し、販売スキル向上を目的とした体験乗船の実施を支援。



### 支援内容

予算の範囲内で各事業の1/2以内

### 昨年度からの変更のポイント

- ・これまでは地元の伝統的な食事・文化・風土を体験できる観光や地元エキスパートの動向を伴う等の高付加価値ツアーの造成について支援していたが、造成したツアーの販路を拡大する取組についての支援を拡充した。
- ・クルーズ旅客が安全かつ円滑に乗下船するために必要な受入機能の整備に関する支援を新規に追加した。
- ・二次交通へのスムーズな接続に必要なキャッシュレス決済やデジタルサイネージの導入への支援を新規に追加した。
- ・インバウンドの地方誘客促進を目的として、ショートクルーズ等を活用した新事業モデルの開発支援を新規に追加した。
- ・海外市場における日本の国内クルーズの認知度向上に向け、国内クルーズプロモーションに係る支援及び外国旅行会社招聘によるFAMツアーの実施に係る支援を新規に追加した。

### 支援手続スケジュール（予定）

#### 第1回公募

公募：令和8年3月23日～4月17日

審査：令和8年5月中旬頃

通知：令和8年6月下旬頃

#### 第2回公募（予定）

公募：令和8年6月中旬頃

審査：令和8年7月下旬頃

通知：令和8年8月上旬頃

### 【連絡先】

国土交通省 港湾局産業港湾課クルーズ振興室 TEL:03-5253-8672

海事局外航課 TEL:03-5253-8620

海事局内航課 TEL:03-5253-8625

○地域公共交通確保維持改善事業

令和8年度予算額：20,560百万円

概要

- 急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
- 地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通の「リ・デザイン」を引き続き全面展開する。「『交通空白』解消に向けた取組方針 2025」に基づき、集中対策期間における全国約 2,500 の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。

事業イメージ

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

- 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し  
(運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援)
- 『『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム』パイロット・プロジェクト推進  
(複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等)
- 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化  
(地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)
- デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進



複数事業者による共同化

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

- 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援
- 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援

■ 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資） ※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

- デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し  
(調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援)



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

■ EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援

■ 地域交通DX（COMmmONS等）による生産性等の向上

(システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)



自動運転バス

■ ローカル鉄道再構築（再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援）

■ 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）

(地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



ハイブリッド気動車イメージ

新造車両・ICカードの導入

■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

## 対象者

交通事業者、地域における協議会又は地方公共団体 等

## 対象事業

- 地域公共交通確保維持事業
- 地域公共交通バリア解消促進等事業
- 地域公共交通調査等事業
- 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援等
- 自動運転社会実装推進事業 等

※「交通空白」解消に向けた地域の移動手段の確保等に対する支援のほか、共同化・協業化、デジタル技術を活用した高度サービスの実装（地域交通DX）、地方公共団体の体制整備等を幅広く支援し、持続的な地域公共交通の確立を推進。 等

## 支援内容（補助率等）

- 地域公共交通確保維持事業 … 1/2等
- 地域公共交通バリア解消促進等事業 … 事業費の1/3等
- 地域公共交通調査等事業 … 1/2等
- 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト…2/3等
- 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援等 … 1/2等
- 自動運転社会実装推進事業 … 4/5 等

## 支援手続スケジュール

最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。（下記URL参照）

## 備考

参考URL：

（公共交通政策）

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000210.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000210.html)

## 【連絡先】

国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL 03-5253-8396

## ○街なみ環境整備事業

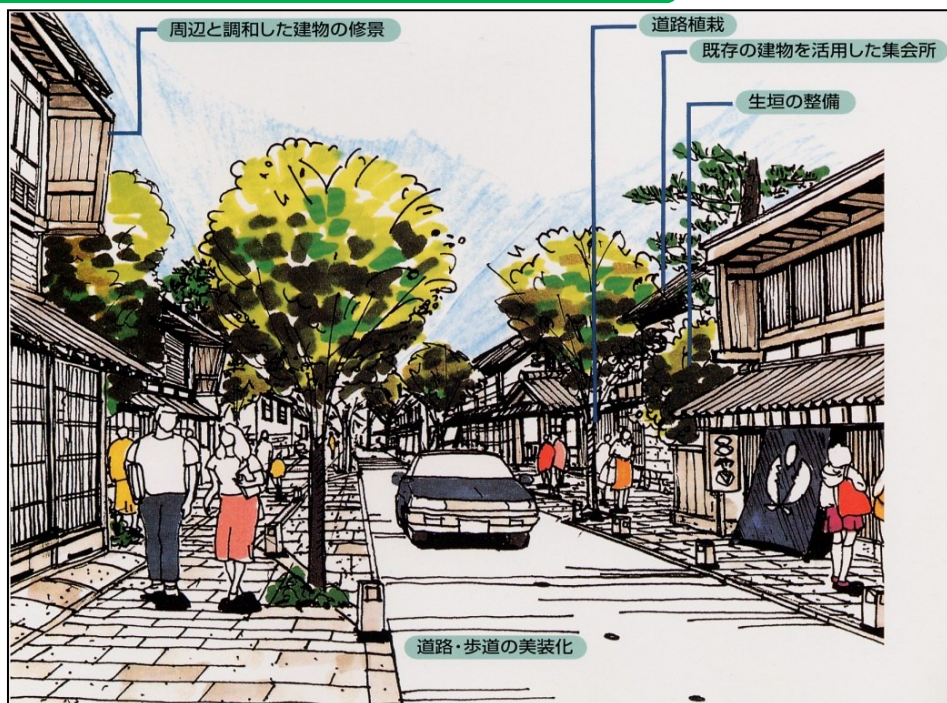
※社会資本整備総合交付金等の基幹事業

令和8年度当初予算額：社会資本整備総合交付金等の内数

### 概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

### 事業イメージ・対象事業・支援内容



#### 空家住宅等の除却

空家住宅等の除却 (交付率：1/2)

#### 街なみ景観整備の助成

住宅等の修景  
(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用 (修理、移設、買取等)



(交付率：1/2、1/3)

#### 協議会の活動の助成

##### 協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等  
(交付率：1/2)

#### 地区内の公共施設の整備

##### 道路・公園等の整備



##### 生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



##### 公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

##### 電線地中化



(交付率：1/2)

### 対象者

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

○離島活性化交付金

令和8年度予算額：  
1,001百万円

概要

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する。

事業イメージ

離島活性化交付金事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する枠組み。

- ◆事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業：以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内  
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内  
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
- ※流通効率化事業は、民間団体であっても1/2以内
- ※特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内  
(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)
- ※産業活性化事業における創業支援金は、上限事業費600万円/1事業  
(地方自治体毎に3事業まで。)
- ◆事業期間：原則として3年以内
- ◆成果目標：あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○定住促進事業

- ・産業活性化事業
  - 雇用の創出のための戦略産品開発
  - 戦略産品(5品目まで)の輸送費支援
  - 企業誘致・創業等促進(企業誘致に向けた調査、コーディネーター招聘、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援金等)
- ・定住誘引事業
  - U・I・Jターン希望者のための情報提供等
- ・流通効率化事業
  - コンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
  - ドローン、グリーンズローモビリティ、遠隔診療の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業
  - 買い物支援、高齢者の送迎支援等

・安全・安心向上事業

防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
  - パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
  - 中間支援組織の立ち上げ、観光メニュー等のプログラムの作成、交流人口の拡大に必要なトイレ改修等※
- ・島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進
  - 離島留学に関する支援(寄宿舎運営費・整備費等)、離島体験ツアー等

※洋式化、バリアフリー化を対象とし新設は対象外。

対象者

都道府県、市町村(一部事務組合含む)、民間団体

対象事業

○「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・Iターン希望者のための情報提供、企業誘致のための仕組みづくり、デジタル技術等の新技術の導入による地域課題の解決、小規模離島等における生活環境の改善支援、防災計画策定など

○「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり、島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進など

## 支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

- 補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内  
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）
- ※ 流通効率化事業は、民間団体であっても1/2以内
  - ※ 特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。）
  - ※ 産業活性化事業における創業支援金は、上限事業費600万円/1事業（地方自治体毎に3事業まで。）

## 昨年度からの変更のポイント

昨年度から変更なし

## 支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

## 備考

**【連絡先】**国土交通省 国土政策局 離島振興課 TEL: 03-5253-8421

○アイヌ政策推進交付金制度

令和8年度予算額：  
2,000百万円の内数

概要

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に向けて、アイヌ政策推進交付金を通じて、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援

事業イメージ

スキーム



地域計画及び  
事業計画の申請※1



計画の認定  
交付決定



事業の実施



実績報告※2  
交付金の精算

※1 申請にあたっては事業の実施についてアイヌの人々の理解や地域住民の協力が得られていることが必要

※2 実績報告は事業終了後30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出

地域計画に基づく事業例

① ガイド育成事業

アイヌ文化体験ツアーガイド等の育成



② バスツアー事業

国立アイヌ民族博物館などアイヌ文化関連施設を巡るバスツアー



③ 周遊ルート構築事業

アイヌ文化関連施設等を周遊する旅行商品の開発



④ ブランド化事業

アイヌ文化に関連した新たなブランド（商品）の開発・製造



⑤ 地域交流事業

アイヌの人々と歴史的なつながりのあった地域等の交流



⑥ 観光PR事業

物産展、WEBサイト等でのアイヌ文化による観光プロモーション



⑦ 企画展事業

伝統舞踊の披露や伝統工芸等を展示する企画展



⑧ 博物館等改修事業

博物館などアイヌ文化関連施設の整備・改修



## 対象者

### アイヌ施策推進地域計画※を策定し、国の認定を受けた市町村

※アイヌ施策推進地域計画：アイヌ施策推進法第7条に基づき市町村が策定する、地域におけるアイヌ文化の保存・継承やアイヌの伝統や歴史に関する国民の理解促進等を目的とした、文化伝承や観光振興、産業振興事業に関する5カ年計画。

## 対象事業

### アイヌ文化への理解に資する創意工夫を活かした観光振興※のために必要な次の事業

- ・アイヌ文化に関連した観光プロモーションの実施
- ・アイヌ文化に関連した観光振興のためのバス運営
- ・アイヌ文化に関連したブランド化の推進 等

※観光振興関連事業以外の対象事業には、文化振興事業（アイヌ文化の普及啓発、文化伝承者の育成、伝統的なアイヌ家屋の再生等）とコミュニティ活動支援事業（文化伝承等を行う場の整備、アイヌ高齢者との交流、アイヌの人々と海外先住民族との交流等）がある。

## 支援内容

交付金：事業費の8／10

市町村の負担部分については地方財政措置あり

## 支援手続スケジュール（予定）

- 毎年度 5月、9月、1月頃 市町村の地域計画等の申請受付
- 毎年度 4月、8月、11月頃 内閣総理大臣が交付決定

※スケジュールは変更になる可能性あり。

**【連絡先】内閣府 大臣官房 アイヌ施策推進室**

**TEL：03-3580-1788**

○地域再生制度

概要

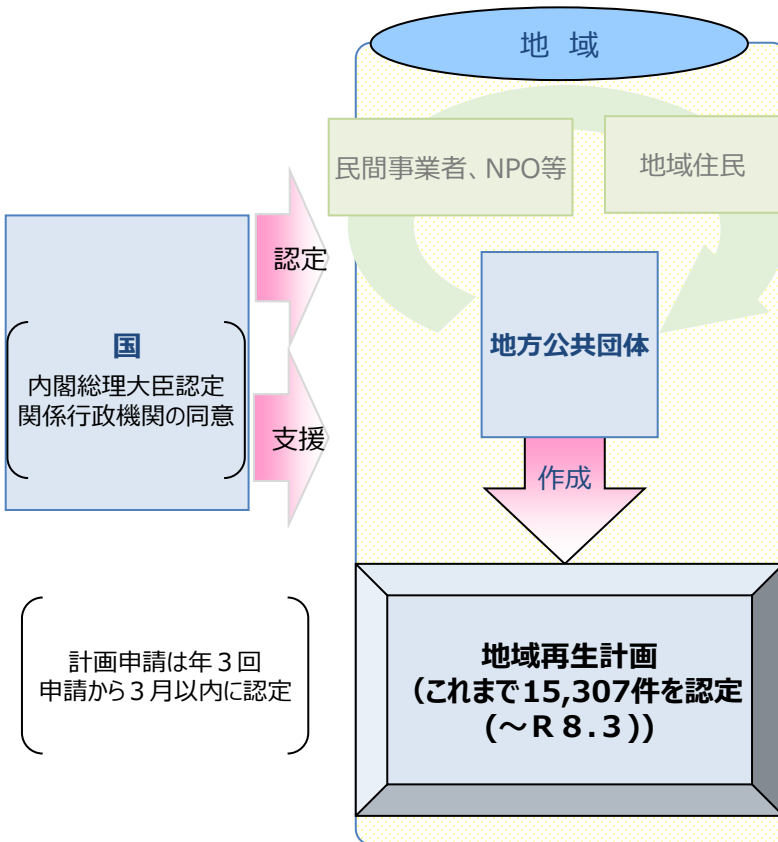
地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

事業イメージ

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を載せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針**（閣議決定）への適合を確認

○地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

- ① **地域未来交付金（地域未来推進型）（R7創設）**  
（注）新しい地方経済生活環境創生交付金（ソフト事業／拠点整備事業／インフラ整備事業）（R6創設）等を新たに位置付けたもの。
- ② **企業版ふるさと納税**  
（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）（H28創設）
- ③ **地域再生支援利子補給金（H20創設）**
- ④ **企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等**  
（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）（H27創設、H30改正、R6改正）
- ⑤ **地域再生エリアマネジメント負担金**  
（地域来訪者等利便増進活動計画）（H30創設）
- ⑥ **商店街活性化促進事業（H30創設）**
- ⑦ **「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例**  
（地域再生土地利用計画）（H27創設）  
（小さな拠点税制）（H28創設、H30改正）
- ⑧ **生涯活躍のまち形成事業（H28創設）**
- ⑨ **地域住宅団地再生事業（R1創設、R6改正）**
- ⑩ **既存住宅活用農村地域等移住促進事業（R1創設）**
- ⑪ **民間資金等活用公共施設等整備事業**  
（民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）の業務特例）（R1創設）
- ⑫ **補助対象施設の有効活用**  
（財産処分制限に係る承認手続の特例）（H17創設） 等

## 対象者

地方公共団体又は地方公共団体の組合

## 対象事業

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を実施するための事業。  
具体的には認定地域再生計画に記載された支援措置を活用して実施する事業。なお、地域再生計画の認定基準は以下のとおり。

- ▶ 地域再生計画の認定基準（地域再生法第5条第15項）
  - 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
  - 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
  - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

## 支援内容

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策については、HPにて公表している。

▶ 詳細はこちら

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/02\\_260408\\_jimurenrak\\_u\\_attachment.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/02_260408_jimurenrak_u_attachment.pdf)

▶ 観光地域づくりに資する施策例

- 地域未来交付金（地域未来推進型）（内閣府）
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府）
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）
- 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等（内閣府）
- 農山漁村振興交付金（農林水産省）
- 補助対象施設の有効活用 等

## 支援手続スケジュール（予定）

- 毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付
- 毎年度8月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定

### 【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当 TEL : 03-5510-2474

○地域未来交付金

令和8年度予算額：  
160,000百万円

概要

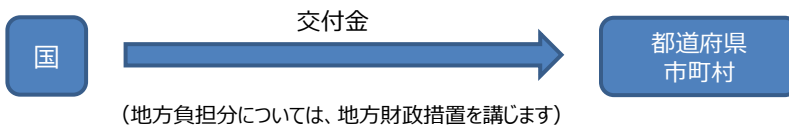
地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押し。

事業イメージ

地域未来交付金について



対象者



# 対象事業・支援内容

## ● 地域未来推進型の概要

### 地域未来推進型の概要

- ▶ 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地方の暮らしの安定を実現するとともに「強い経済」を構築するため、地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の地域独自の取組を幅広く支援する。
- ▶ 従来の地方創生に資する取組のみならず、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を推進する。

#### ◆制度概要

- 地方の暮らしの安定を実現し、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような、地方公共団体の地域独自の取組等を支援。  
※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。
- ソフト＋ハードや分野間連携の事業を一体的に支援  
※申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で実施。
- 事業の検討・実行・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画  
※多様な主体の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を行うこととする。

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中核中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省市の交付率欄に依る)

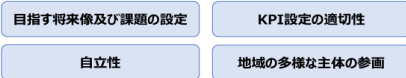
(注1) 単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中核中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

(注4) 広域リジョンとして複数自治体で実施する事業については、通常の申請件数・交付上限額の算定とは切り分けて取り扱い、1リジョンあたり申請可能な事業数は最大5事業、交付上限額(国費)は最大10億円/年度。複数の広域リジョンに参画することは可能だが、当該自治体が広域リジョンとして申請できる事業数は、それぞれ最大3事業までとする。

#### ◆評価基準 (S～Dの5段階評価)



## ● デジタル実装型の概要

### デジタル実装型の概要

目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援
概要	<p>デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を実装計画期間(交付決定日から令和9年3月31日まで)に限り支援</p> <p>【TYPEA】地域住民等がデジタルサービスを利用することで、デジタルサービスの効果をより実感できる取組を支援</p> <p>【TYPEV】デジタル公共財又は新興型デジタル公共財(※)を複数の地方公共団体で共同調達・共同利用し、社会課題の解決に活用する地方公共団体の取組を支援</p> <p>※デジタル公共財：デジタル庁が提供又は推奨するシステム又はサービス(データ連携基盤、デジタル認証アプリ、マイネープラットフォーム、公的個人認証(JPKI)、デジタル地方創生サービスカタログの掲載サービスの一部など)</p> <p>※新興型デジタル公共財：AIを高度に活用するサービスやマイナンバーを新しい用途で利用するシステム又はサービス、NFTなどブロックチェーン技術を用いたサービス</p> <p>【TYPES】「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組を支援</p>
共通要件	<p>① デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む</p> <p>② コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立</p>
詳細	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>&lt;TYPE別の内容&gt;</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>デジタル行財政改革特化型【TYPE S】</b> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>先進的デジタル公共財活用型【TYPE V】</b> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <b>地域住民等利用推進型【TYPE A】</b> </div> </div> </div> <div style="width: 45%;"> <p>&lt;対象事業(一例)&gt;</p> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【TYPE V】 県・全市町村は「市民共創プラットフォーム(県)」による安全・安心なまちづくり(栃木県、栃木県内全25市町)</p> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【TYPE A】 地域アプリ オンライン診療 FtoD配送</p> </div> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>国費：2.25億円 補助率：3/4 +標準仕様策定等支援</p> <p>国費：4億円 補助率：2/3</p> <p>国費：1億円 補助率：1/2</p> </div> <p>(注) デジタル実装型においては、地方公共団体の業務効率化が主目的とみられる事業は対象外</p>

### 【連絡先】

#### ○ 地域未来推進型

内閣府地方創生推進室 / 地方創生推進事務局 TEL:03-6257-1416

#### ○ デジタル実装型

内閣府地方創生推進室 TEL:03-6257-3889

## ○ 中心市街地活性化制度

令和8年度予算額：  
21百万円

## 概要

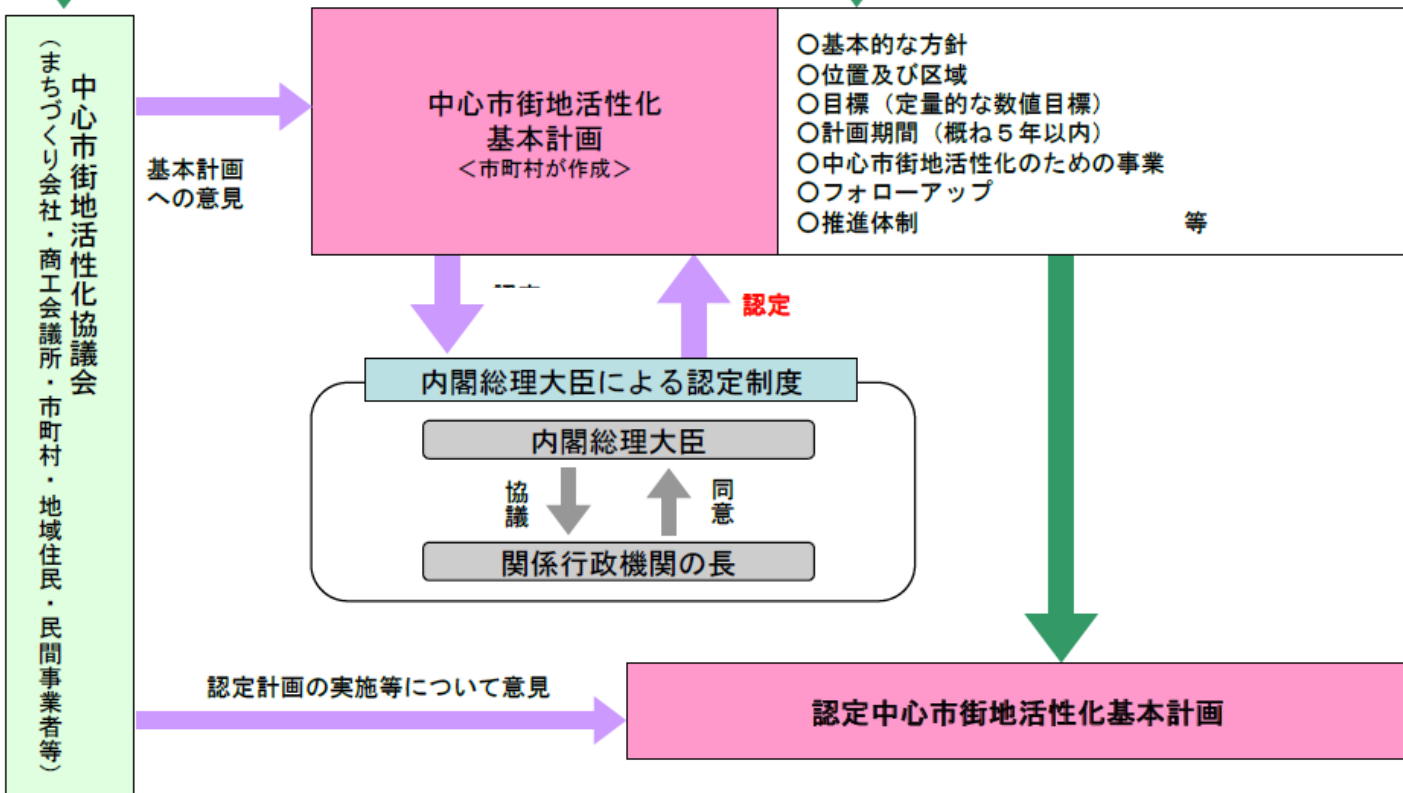
【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

## 事業イメージ

基本方針  
中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）が  
案を作成→閣議決定

地域ぐるみの取組



## 対象者

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業主体  
（地方公共団体、まちづくり会社、民間事業者等）

## 対象事業

- 市街地の整備改善
- 都市福利施設の整備
- まちなか居住の推進
- 経済活力の向上

## 基本計画の認定と連携した支援措置

- 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）
- 大規模小売店舗立地法の特例（経済産業省）
- 中心市街地再活性化特別対策事業（総務省）
- 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）
- 地域未来交付金の申請上限数の緩和+採択における一定の考慮（内閣官房・内閣府）  
…等

## 支援手続スケジュール（予定）

- 認定を目指す前々年度まで 内閣府への事前相談が望ましい
- 認定を目指す前年度まで
  - ・地域の現状分析、住民等のニーズの把握
  - ・地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置
  - ・計画原案書の作成
- 認定を目指す年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本計画内容の調整、国の支援措置について関係行政機関と調整	→											
事前ヒアリング	→											
基本計画素案の提出					★							
ヒアリング						→						
基本計画案の提出（完成）								★				
関係行政機関の長の事前同意手続									→			
基本計画の認定申請										★		
関係行政機関の長の同意手続											→	
基本計画の認定												★

## 備考

- 地方創生ホームページ  
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html>

### 【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当  
TEL：03-5510-2209

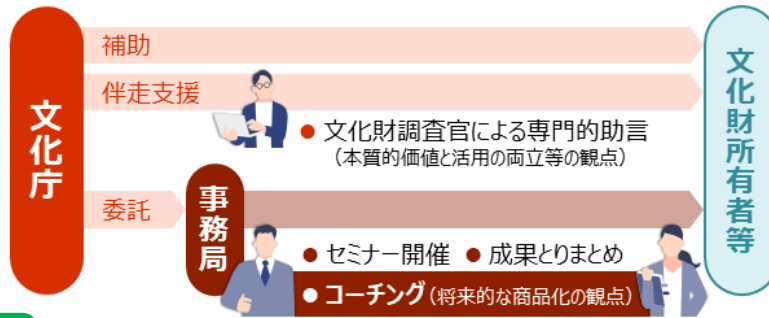
○全国各地の魅力的な文化財活用推進事業

令和8年度予算額：  
850百万円

概要

- 国指定等文化財(世界文化遺産、日本遺産を含む。)又は歴史的風致形成建造物を活用して、インバウンド旅行者の旺盛な知的好奇心を満たす、高付加価値なコンテンツ造成を支援。
- 文化財の活用が表面的なものに終わらないよう、文化庁や専門家によるコーチング(事業の内容や実施体制等への改善指導)を行う。

事業イメージ



対象者

文化財所有者、管理団体、地方公共団体、民間事業者またはこれらで構成される協議会等

対象事業・支援内容

■対象事業

国指定等文化財(世界文化遺産、日本遺産を含む。)又は歴史的風致形成建造物を核として当該文化財を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環を創出する事業

■補助額：**400万円まで定額**、400万円を超える分については**補助率50%～最大65%**

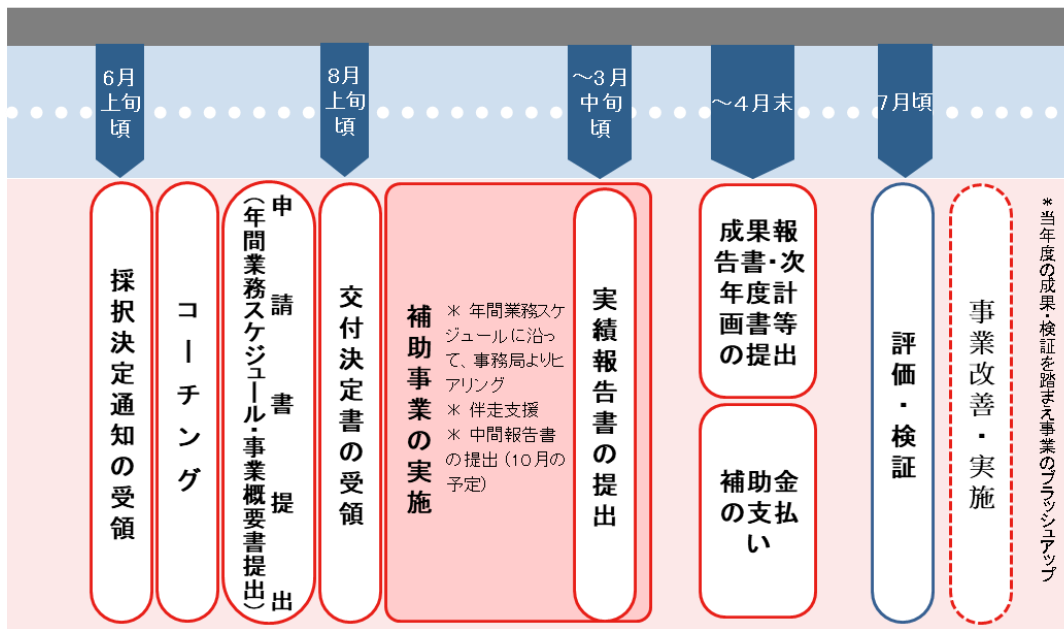
■最低事業費：600万円

※補助上限はありませんが、～5,000万(税抜)程度を想定目安としています。

■補助対象経費(下記表参照)

1	調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>マーケット調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ターゲットについての調査</li> <li>観光戦略の策定</li> <li>類例調査等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>時代考証の観点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史資料等の調査</li> <li>事例調査</li> <li>時代考証の専門家招聘等</li> </ul> </li> </ul>	3	備品の制作・購入、設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテンツの実施に必要な衣装、調度品、備品の制作・購入</li> <li>コンテンツの実施に必要なAR等のコンテンツ制作・機材購入</li> <li>コンテンツの実施に必要な設備の導入</li> <li>解説ソールの制作・多言語対応等</li> </ul>
2	コンテンツ造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>事業開発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会等の開催</li> <li>運営プランの検討</li> <li>収益性、PR計画等の検討</li> <li>販売の専門家招聘</li> <li>運営マニュアルの作成等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>コンテンツの企画・造成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会等の開催</li> <li>コンテンツの企画・造成</li> <li>実施、演出プランの策定</li> <li>コンテンツの商品化検討等</li> </ul> </li> </ul>	4	実施のための準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテンツの実施に関する実証</li> <li>モニターツアーの実施等</li> </ul>
				5	コンテンツの販売、実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテンツの実施・検証</li> <li>対外的な情報発信に必要な素材等の作成</li> <li>宣伝プロモーション活動等</li> </ul>

# 支援手続スケジュール（予定）



## 事例

【補助事業者】

（一社）高畑トラスト

【核となる文化財】

登録有形文化財 藤間家住宅

【取組内容】

「修復」をテーマに表装・金継ぎを学ぶ1か月間の滞在プログラム（アーティスト・イン・レジデンス）を商品化（70万円～/人の高単価）

有名観光地でなくとも、観光集客に頼らない自立的な収益モデルの構築により、事業を黒字化し、修復費用へ還元することが可能であることを実証。

※文化庁は令和6・7年度の2年間にわたり支援



ホームページ

<https://tomaunrestored.com/artistresidency/>

## ご参考：文化庁HP

- 令和8年度全国各地の魅力的な文化財活用推進事業  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/zenkoku\\_katsuyo/94331001.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/zenkoku_katsuyo/94331001.html)
- 令和7伴走型コーチング事例集  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/zenkoku\\_katsuyo/pdf/94363901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/zenkoku_katsuyo/pdf/94363901_01.pdf)

【連絡先】文化庁 文化資源政策・記念物課（内線：9663）

○歴史的風致維持向上計画の認定制度

概要

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。

事業イメージ

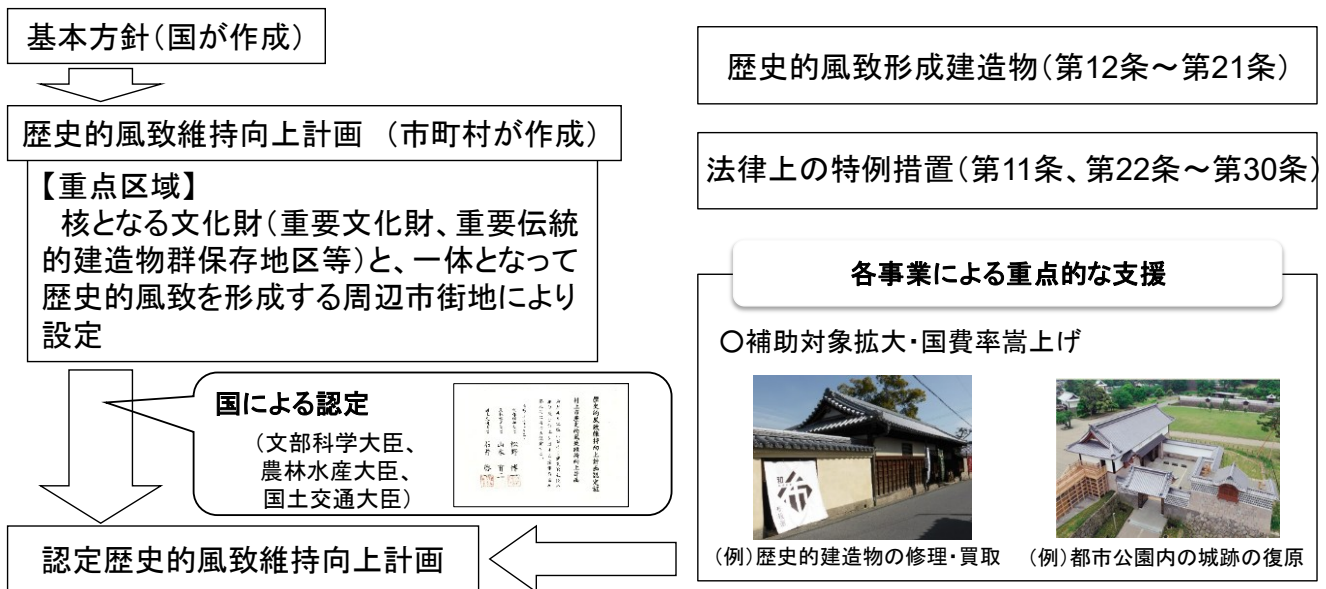
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



対象者

地方公共団体 (市町村)

## 対象事業

歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。

- 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針
- 重点区域の位置及び区域
- 文化財の保存及び活用に関する事項
- 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
- 計画期間（概ね5年～10年程度）等

## 支援内容

- 社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援
- 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援
- 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の交付率の拡充（40%→45%）
- 景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援
- 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業のうち、観光・歴史まちづくり推進事業）による街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定、整備効果促進に要する経費を支援

## 支援手続スケジュール（予定）

- 随時地方公共団体（市町村）と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施
- 随時地方公共団体（市町村）より、歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定
- 4月以降地方公共団体（市町村）より、関係省庁に交付申請
- 4月以降関係省庁より、地方公共団体（市町村）に交付

### 【連絡先】

・文化庁文化資源政策・記念物課 TEL: 075-451-4111

URL:[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/bunkazai/rekishifuchi/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/)

・農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 TEL: 03-3502-6004

URL:[https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b\\_rekimati/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/)

・国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL: 03-5253-8954

URL:<https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/>

農山漁村振興交付金のうち

## 地域資源活用価値創出対策

令和8年度予算額：7,045百万円の内数

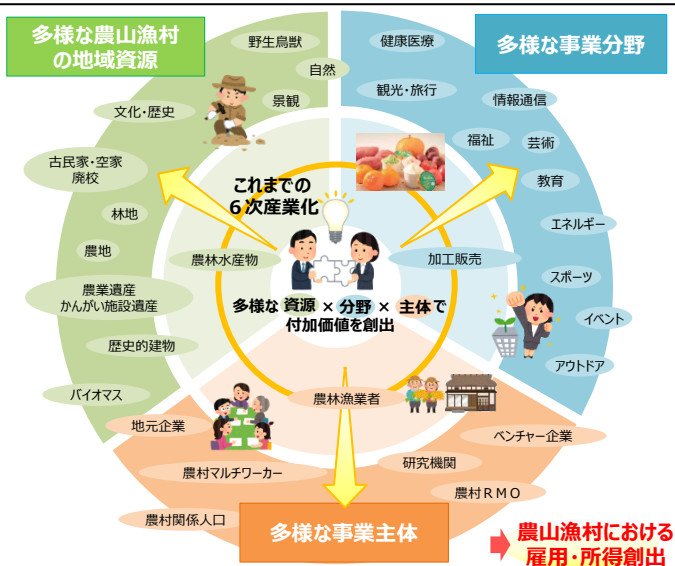
令和7年度補正予算額：2,925百万円の内数

## 概要

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援。

## 事業イメージ

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



## 対象者

### 【ソフト支援】

#### 1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ①地域活性化型：地域協議会、民間団体等
- ②創出支援型：都道府県、市町村、農林漁業者、民間事業者等
- ③農泊推進型：地域協議会等
- ④農福連携型：都道府県、農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

### 【ハード支援】

#### 2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ①定住促進・交流対策型及び産業支援型：市町村、民間事業者、組合（農業、森林、漁業）等
- ②農泊推進型：市町村、地域協議会の中核法人等
- ③農福連携型：農業法人、社会福祉法人、民間事業者等

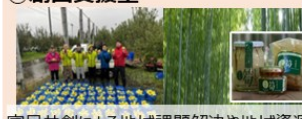
#### 1. 地域資源活用価値創出推進事業

##### ①地域活性化型



地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

##### ②創出支援型



官民共創による地域課題解決や地域資源を多分野で活用した新商品等の開発

##### ③農泊推進型



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成

##### ④農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

#### 2. 地域資源活用価値創出整備事業

##### ①定住促進・交流対策型産業支援型



農林水産物直売所の整備



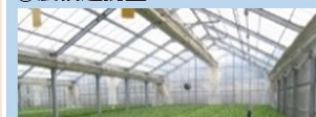
農林水産物処理加工施設の整備

##### ②農泊推進型



食の高付加価値化に遊休施設を活用した不可欠な内装の改修 滞在施設の整備

##### ③農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

# 対象事業

## 1. 地域資源活用価値創出推進事業

### ①地域活性化型

地域活性化に向けた**活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信**等を支援。

### ②創出支援型

地域資源を活用した**新商品開発、課題解決に取り組む事業者**に対する**専門家派遣**等を支援。

### ③農泊推進型

**農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ、インバウンドによる食関連消費の拡大**に向けた「食」に特化した**高付加価値なコンテンツ造成**等の取組を支援。

### ④農福連携型

障害者等の**農林水産業に関する技術の習得**等を支援。

## 2. 地域資源活用価値創出整備事業

### ①定住促進・交流対策型及び産業支援型

**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点**等の整備を支援。

### ②農泊推進型

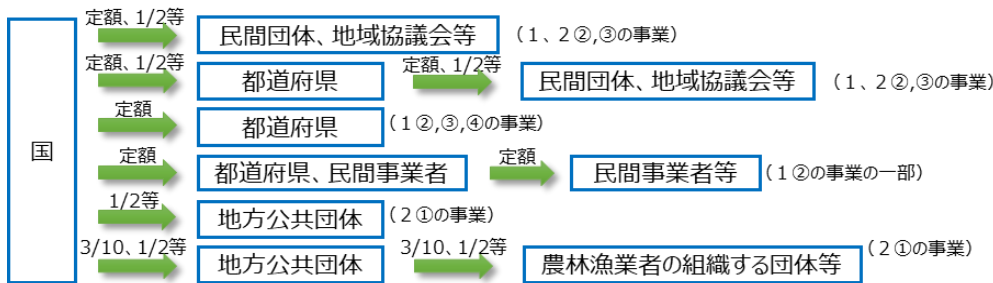
農泊の推進に必要な**古民家を活用した滞在施設**や「食」の**高付加価値化に不可欠な施設**等の整備を支援。

### ③農福連携型

農福連携の推進に必要な**障害者等が作業に携わる生産施設**等の整備を支援。

# 支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う。



# 昨年度からの変更のポイント

・農泊推進型を拡充し、インバウンド食関連消費拡大を目指した、多様な「食」資源の洗い出しから高付加価値化の実現までに至る一体的な取組を支援。

# 支援手続スケジュール (予定)

以下のリンクをご確認ください。

(地域活性化型) <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html>

(創出支援型、産業支援型) <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/shien.html>

(定住促進・交流対策型) [https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k\\_seibi/attach/pdf/seibi-51.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/attach/pdf/seibi-51.pdf)

(農泊推進型) [https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuuishin/pdf/nouhaku\\_jigyo\\_gaiyo.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuuishin/pdf/nouhaku_jigyo_gaiyo.pdf)

(農福連携型) [https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/sien\\_seido-26.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/sien_seido-26.pdf)

(公募情報等) [https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko\\_kouhukin.html#osirase](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html#osirase)

## 【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL:03-6744-1855

農山漁村振興交付金のうち

令和8年度予算額：7,045百万円の内数  
令和7年度補正予算額：2,925百万円の内数

地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）

概要

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊を実施した地域が地域ならではの「食」を提供する団体等と連携し、我が国の食文化への関心を有するインバウンドによる食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組を支援。

事業イメージ

<農泊（農山漁村滞在型旅行）>



<農泊推進体制>

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。  
(構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと)



※中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

【ソフト対策】地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

【ハード対策】地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

対象者

1. ソフト対策：地域協議会等
2. ハード対策：
  - (1) 市町村・中核法人実施型：市町村、地域協議会の中核法人等
  - (2) 農家民泊経営者等実施型：地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体

## 対象事業

### 1. ソフト対策

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援

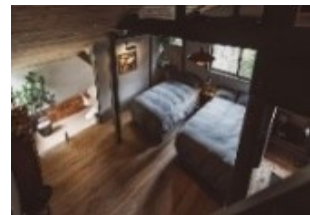
- (1) 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取組む地域を支援
- (2) 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援
- (3) インバウンド食関連消費拡大タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、地域ならではの「食」を提供する団体等との「食」に特化した高付加価値なコンテンツの造成等を支援
- (4) 人材活用事業（研修生タイプor専門家タイプ）

### 2. ハード対策

- (1) 市町村・中核法人実施型  
農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援。
- (2) 農家民泊経営者等実施型  
農家民泊等における小規模な改修を支援（農家民宿へ転換する場合、加算措置あり）。



インバウンド向け食コンテンツの造成



古民家を活用した滞在施設

## 支援内容

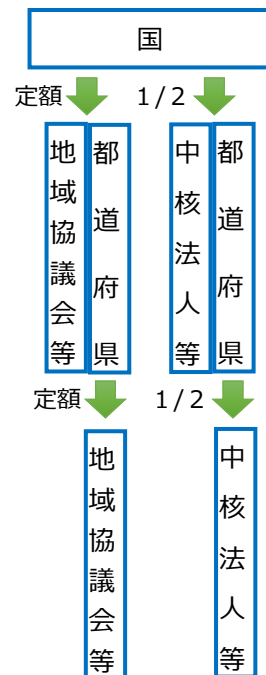
### 1. ソフト対策

- (1) 事業期間：上限2年間  
交付率：定額（上限1,000万円（年標準額500万円））
- (2) 事業期間：上限2年間  
交付率：定額（上限500万円（年標準額250万円））
- (3) 事業期間：上限3年間  
交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））
- (4) 事業期間：上限2年間  
交付率：定額（研修生タイプは250万円/年、専門家タイプは650万円/年等）

### 2. ハード対策※1

- (1) 市町村・中核法人実施型  
事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※2）  
（※2 遊休資産の改修：2,500万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：7,500万円、1.(3)に不可欠な施設を含む複数施設の改修：1,500万円、それぞれ上限を引上げ）
- (2) 農家民泊経営者等実施型  
（農家民宿へ転換する場合は100万円を上限引上げ）  
事業期間：1年間  
交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、  
(1) に関し200万円を、(2) に関し200万円/経営者かつ1,000万円/地域、それぞれ上限を引上げ



(1の事業) (2の事業)

## 支援手続スケジュール（予定）

公募時期：例年2月頃（令和8年度は、令和8年6月中下旬頃目途に2次公募を予定。）

詳細はwebサイトに情報を掲載。

（公募情報等） [https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko\\_kouhukin.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html)

【連絡先】 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL : 03-3502-5946

○国立公園等核心地利用施設上質化事業

令和8年度予算額：  
1,421百万円の内数

概要

国立公園等の優れた自然景観を眺望する利用施設の滞在環境の上質化を図るための再整備に要する経費の一部を補助することにより、受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的としている補助金事業。

事業イメージ



国立公園の核心地の眺望スペースや、地域の物産品の販売・飲食等の機能を本事業で整備した事例



国立公園の核心地の眺望スペースや、地域の物産品の販売・飲食等の機能を本事業で整備した事例

対象者

都道府県又は市町村

対象事業

国立公園等の優れた自然景観（特別保護地区※1、第1種特別地域※2、海域公園地区※3）を眺望できる、普通地域※4を除く国立公園または国定公園内の展望地に位置する利用施設（ただし、公園事業に限る）のインバウンド受入れ環境整備（多言語サインに加え、必要に応じWi-Fi、トイレ洋式化、キャッシュレス対応等）を前提とした外装、内装、設備等の改修に関するもの。

- ※1 特別保護地区：自然公園法第二十一条により指定された、公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域
- ※2 第1種特別地域：自然公園法第二十条により指定された、特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域
- ※3 海域公園地区：自然公園法第二十二条により指定された、優れた海域景観を有し、その景観の維持及び適正な利用を図る事が必要な海域
- ※4 普通地域：自然公園法第三十三条により規定された、国立公園区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域であって、一定の行為をする場合には環境大臣等に対する届出をしなければならない地域

## 支援内容

補助率：1 / 2

## 昨年度からの変更のポイント

国立公園に準ずる優れた自然の風景地である国定公園にも対象を拡充

## 支援手続スケジュール（予定）

都道府県知事より交付申請

- 環境大臣が交付決定
- 都道府県（市町村）が事業実施
- 都道府県知事より実績報告
- 環境大臣が交付額の確定

**【連絡先】環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL : 03-5521-8281**

○国立公園等多言語解説等整備事業

令和8年度予算額：  
740百万円の内数

概要

国立公園、国定公園等※における案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、これまでの観光庁多言語事業の成果や観光庁ガイドラインの下で作成した多言語の解説文を活用しながら、ICT等も活用しつつ、多言語整備にかかる設計から媒体化までの取組に対して支援を行う。

事業イメージ



多言語解説展示



映像コンテンツによる  
多言語での案内機能強化



QRコードリンク先に多言語解説  
ページを作成

対象者

- ・民間企業
- ・個人事業主
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・特定非営利活動法人
- ・地方公共団体
- ・地方公共団体の組合
- ・自然公園法第16条の2第1項に規定する地方公共団体等で構成する協議会
- ・地方公共団体単位で組織される観光協会及び広域観光推進機構 等

対象事業

- ・国立公園・国定公園等※の区域内で、ICT等を活用した多言語解説に向けた設計・整備、多言語案内板の整備・改修、展示物の多言語化、多言語解説アプリ・コンテンツ作成 等
- ・国立公園・国定公園等※への誘客の拠点（バスターミナルや道の駅、観光案内所等区域外の施設を含む）に設置するもので、公園等の紹介を含む案内板等の作成 等。

※国立公園、国定公園、国民公園、世界自然遺産、ラムサール条約登録湿地、長距離自然歩道

## 支援内容

○補助率：2/3

## 昨年度からの変更のポイント

- ・ラムサール条約登録湿地関連施設を補助対象に追加
- ・単年度で設計及び施工を行う事業を対象に追加
- ・多言語解説と一体となった誘導・利用案内に関するコンテンツを対象に追加

## 支援手続スケジュール（予定）

令和8年5月12日～同年6月2日：補助事業の公募

令和8年7月頃：交付予定

※予算の状況によっては2次公募を実施。

## 備考

- ・公募情報

[https://www.heco-spc.or.jp/nprs2026\\_tagengo/kobo.html](https://www.heco-spc.or.jp/nprs2026_tagengo/kobo.html)

- ・事業概要

[https://www.heco-spc.or.jp/nprs2026\\_joshitsu/material/kobo/R8summary\\_j.pdf](https://www.heco-spc.or.jp/nprs2026_joshitsu/material/kobo/R8summary_j.pdf)

### 【連絡先】

環境省 自然環境局 国立公園課 インバウンド推進室

TEL 03-5521-8277

## ○ 国立公園等フィールド体験スポット整備促進事業

令和8年度予算額：  
1,350百万円の内数

## 概要

国立公園等において、園地や展望台、歩道、休憩所、博物展示施設等の自然公園等利用スポットの整備を図ることで来訪者の受入環境を改善し、フィールドでの自然体験活動を促進するため、国立・国定公園等におけるフィールドでの自然体験活動の促進に資する利用施設の整備を支援するもの。

## 事業イメージ



避難小屋等の利用施設を整備することにより利用者サービスの質を向上



国立公園の美しい景観を楽しめるビューポイントの施設整備

## 対象者

都道府県又は市町村

## 対象事業

国立・国定公園等における公園事業のうち、フィールドでの自然体験活動の促進に資する利用施設の整備に関する事業。

## 支援内容

補助率：1 / 2

## 昨年度からの変更のポイント

なし

## 支援手続スケジュール（予定）

（第1次要望照会）

令和8年4～5月：令和8年度事業計画募集

令和8年6～7月：交付予定

※第2次要望照会は未定

## ○ 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業

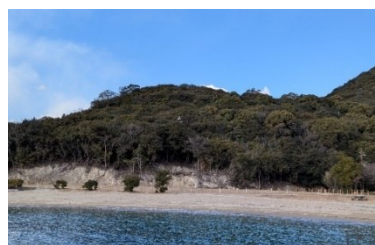
令和8年度予算額：  
1,421百万円の内数

## 概要

国立公園、国定公園※の利用拠点の上質化のため、地域関係者が策定する利用拠点計画等に基づき、新たな民間投資を呼び込み、地域が一体となって面的な整備改善を図る取組に対して支援を行う。

【※国定公園については、インバウンド誘致に係る目標・計画を定めている公園に限る。】

## 事業イメージ



廃屋化した旧国民宿舎を撤去。公募により、跡地への民間事業者参入が決定。



利用が低下していた施設をリニューアルし、観光拠点として滞在環境を上質化。

## 対象者

- ・民間企業
- ・個人事業主
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・特定非営利活動法人
- ・地方公共団体
- ・地方公共団体の組合
- ・自然公園法第16条の2第1項に規定する地方公共団体等で構成する協議会
- ・地方公共団体単位で組織される観光協会及び広域観光推進機構等

## 対象事業

- ・利用拠点計画、利用拠点整備改善計画策定
- ・利用拠点計画等に基づく以下の事業
  - － 廃屋撤去事業
  - － 多言語サイン、公衆無線LAN、トイレ洋式化
  - － 外構整備、建築の外観整備、給排水設備等の除去等
  - － インバウンド受入環境整備を前提とした内装整備や設備整備
  - － 無電柱化、通景伐採、景観を障害する工作物の撤去、駐車場の緑地化
  - － 建築物等の撤去、賑わいや憩いの場の形成
  - － 山小屋の内装、外装等の回収、外構整備等
  - － 「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」を踏まえた設備等の整備・改修

## 支援内容

- 補助率：1/2  
※利用拠点整備改善計画の策定支援は2/3

## 昨年度からの変更のポイント

- ・対象区域に「国定公園※」を追加  
※インバウンド誘致に係る目標・計画を定めている国定公園に限る。
- ・滞在体験の魅力向上に重点的に取り組む利用拠点の計画区域においては、普通地域についても補助対象となるよう拡充
- ・「国立公園ならではの宿泊施設」実現のための補助事業を新設

## 支援手続スケジュール（予定）

- 令和8年5月12日～同年6月2日：補助事業の公募
- 令和8年7月頃：交付予定
- ※予算の状況によっては2次公募を実施。

## 備考

- ・公募情報  
[https://www.heco-spc.or.jp/nprs2026\\_joshitsu/kobo.html](https://www.heco-spc.or.jp/nprs2026_joshitsu/kobo.html)
- ・事業概要  
[https://www.heco-spc.or.jp/nprs2026\\_joshitsu/material/kobo/R8summary\\_j.pdf](https://www.heco-spc.or.jp/nprs2026_joshitsu/material/kobo/R8summary_j.pdf)

### 【連絡先】

環境省 自然環境局 国立公園課 インバウンド推進室

TEL 03-5521-8277

○国立公園等利用促進事業

令和8年度予算額：  
250百万円の内数

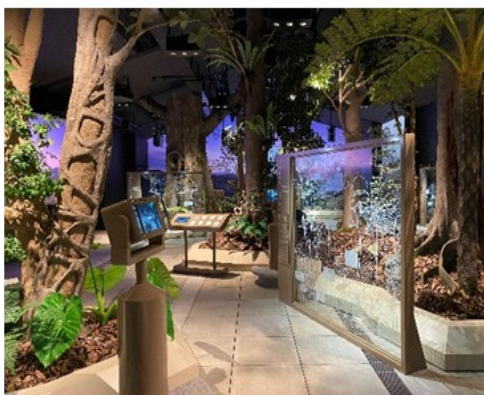
概要

国立公園等の利用の促進を図るためのデジタル展示及びフィールド利用を促進するための整備に要する経費の一部を補助することにより、受入れ環境の整備を進め、滞在時間の延長やリピーターの増加を図り、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的としている補助金事業。

事業イメージ

訪日外国人観光客が、国立公園等の魅力を把握することで、国立公園の本質的価値そのものをより楽しめるよう、ビジターセンター、世界遺産センターなどの利用拠点施設において、最新デジタル展示を導入し、解説の充実化を図る。

また、デジタル体験により訪日外国人旅行者の自然への興味を引き出すとともに、興味を持ったアクティビティを利用しやすい仕組みを構築することで、満足度の向上や再訪の気運を醸成を図る。



最新デジタル映像・音声・照明により、展示空間内で時間（朝・昼・夕・夜）と天気（雨・晴）が刻々と切り替わり、生き物たちの変化を演出



生き物探し、観察解説仕器



## 対象者

都道府県又は市町村

## 対象事業

国立公園等の利用促進に関する以下の事業

ツアー案内や予約機能等、施設運営において、インバウンドへのサービス向上を施設全体で図る計画となっている利用拠点施設に対する以下の整備。

- ① 国立公園等に関する自然解説を目的とするデジタル展示。
- ② ①に関するコンテンツ又はシステム製作、及びコンテンツ又はシステムを導入するための設備の整備に関するもの。

## 支援内容

補助率：1 / 2

## 昨年度からの変更のポイント

- ・ 補助対象を拡充（ラムサール条約登録湿地関連施設・世界遺産施設・国定公園）

## 支援手続スケジュール（予定）

（第1次要望照会）

令和8年4～5月：令和8年度事業計画募集

令和8年6～7月：交付予定

※第2次要望照会は未定

【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL：03-5521-8281

- 自然環境整備交付金事業
- 環境保全施設整備交付金事業

令和8年度予算額：  
1,974百万円

## 概要

国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的としている交付金事業。

## 事業イメージ

### 自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金



#### 目的

「自然と共生する社会」を実現するため、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等の整備を支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進する。

#### 事業スキーム



#### 事業概要

##### 自然環境整備交付金

- 国立公園整備事業
  - ・ 国立公園における利用施設の国際化対応や老朽化対策のための公園事業施設の整備
- 国定公園等整備事業
  - ・ 国定公園における公園事業施設及び生態系維持回復事業に係る施設の整備
  - ・ 長距離自然歩道(国立・国定公園区域と重複する区間を除く)の歩道、標識等の整備
  - ・ 国指定鳥獣保護区(既着手事業の区域に限る)の自然再生施設の整備及び調査等

##### 環境保全施設整備交付金

- ・ 国立公園における利用施設の長寿命化に資する施設整備

負担割合：自然環境整備交付金 1/2以内(国立公園) 45/100以内(国立公園以外)  
環境保全施設整備交付金 1/2以内

#### 国立公園整備事業



(木道の整備)



(園地の整備)



(ロープ柵の整備)



(歩道の整備)

#### 国定公園等整備事業



(植生保護のためのシカ柵の整備)



(公衆トイレの整備)



(長距離自然歩道の整備)

#### 環境保全施設整備交付金



(ビジターセンターの長寿命化対策)



(展望台の長寿命化対策)

## 対象者

自然環境整備交付金又は環境保全施設整備交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村

## 対象事業

### (1) 国立・国定公園整備

公園事業として実施する道路（車道、自転車道、歩道）、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、栈橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等

※国立公園整備については、動物繁殖施設は対象外。

### (2) 国立公園及び国定公園区域外の整備

長距離自然歩道（歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等）

平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業

### (3) 国立公園施設の長寿命化対策整備

インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設

## 支援内容

(1) 自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限

(2) 交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付

○交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能

○都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能

○年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能（年度間調整）

これらにより、地方の創意工夫を生かした自由度の高い事業展開と、地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能

## 支援手続スケジュール（予定）

都道府県知事より自然環境整備計画、環境保全施設整備計画を環境大臣へ提出

→ 都道府県知事より交付申請

→ 環境大臣が交付決定

→ 都道府県（市町村）が事業実施

→ 都道府県知事より実績報告

→ 環境大臣が交付額の確定

**【連絡先】環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL : 03-5521-8281**

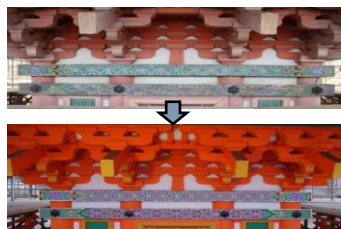
○文化遺産観光拠点充実事業

令和8年度予算額：  
570百万円

概要

近年、観光インバウンドがますます拡大する中、日本各地に根付く歴史・文化の体験・体感を通じ、外国人観光客に日本文化への理解を促進していくことが、日本文化の魅力度の向上並びにインバウンドの質の向上のためにきわめて重要となっている一方、各地域では、急増する訪日旅行客の受入体制の整備が十分ではなく、各地域が有する固有の文化的な魅力が十分に伝わっていない状況にある。このため、訪日外国人観光客が多く見込まれる地域において、文化財の魅力向上につながる一体的な整備等を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図ることを目的とする。

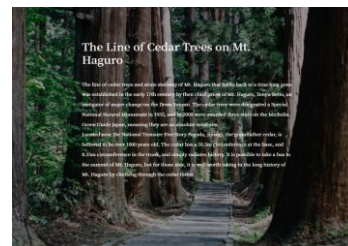
事業イメージ



彩色の剥離・剥落した部分の補筆、漆塗部分の漆がけ



休憩所兼トイレの整備



ストーリーの解説のための多言語Webページの整備

対象事業・対象者

①活用環境整備事業（日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等）

ガイダンス施設、便益施設、案内・解説設備等の整備や、構成文化財等の歴史的建築物の活用促進整備、拠点施設の機能強化、日本遺産ストーリーの体験コンテンツの磨き上げ等を支援。

対象者：地方公共団体、協議会、DMO等  
構成文化財やガイダンス施設等の所有者等

②構成文化財魅力向上事業（日本遺産）

建造物や美術工芸品、遺跡、景観地の外観等を健全で美しい状態に回復するための工事や、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を支援。

対象者：日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財の所有者等

支援内容

補助率 原則 1/2、条件に応じて最大2/3まで嵩上げ  
上限額 5,000万円

## 昨年度からの変更のポイント

広く本補助金を活用いただけるように、令和8年度に総括評価・継続審査の対象地域について、令和8年度に総括評価・継続審査の結果によらず、申請いただけるように変更。

## 支援手続スケジュール（予定）

令和8年4月～5月：令和8年度事業の公募  
令和8年7月：有識者の審査を経て、採択（予定）  
令和8年8月：交付決定（予定）

## ご参考：文化庁HP

○令和8年度文化遺産観光拠点充実事業  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/bunkaisan\\_kyoten/94369401.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/bunkaisan_kyoten/94369401.html)

**【連絡先】文化庁 参事官(文化拠点担当)付 TEL : 03-6734-4909**

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和8年度予算額：  
1,093百万円

概要

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。

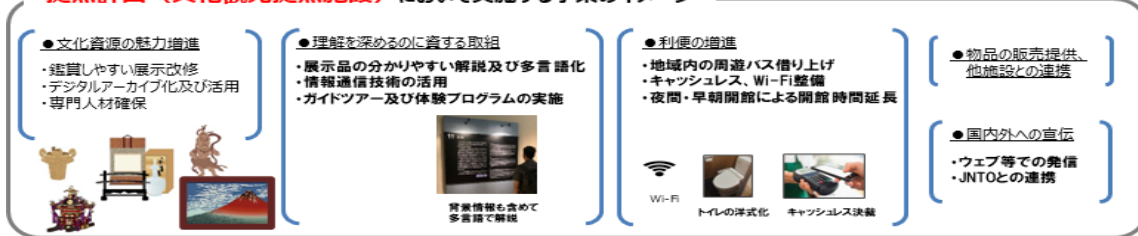
事業イメージ

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援（拠点計画）
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援（地域計画）  
＜945百万円＞

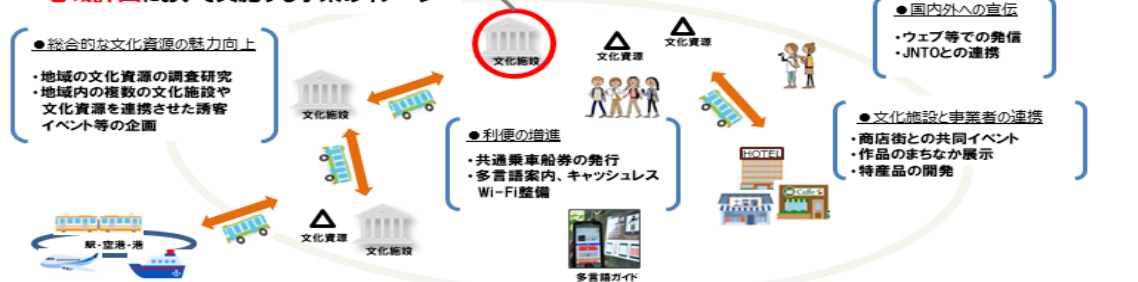
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき、主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。

- ③計画の推進等のための支援（委託）  
＜125百万円＞
- 計画推進を支援するために専門家の派遣や好事例の展開等の伴走支援を実施。
- 計画作成にあたって、事業設計やコンセプトの設定といった伴走支援を実施するほか、事業内容の説明会やセミナーを実施し、裾野拡大に取り組む。
- 計画期間が終了した計画について、フォローアップ調査による成果、課題の分析を実施。
- 文化観光推進法に関する周知啓発や情報発信、好事例の展開を実施。

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



## 対象者

- ①② 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者

## 対象事業・支援内容

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援  
②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援  
※補助率：補助対象経費の最大2 / 3

## 支援手続スケジュール（予定）

- 新規申請計画（例年のスケジュール：6月～9月頃）
  - 6月頃 新規計画認定申請の公募
  - 7月頃 申請計画について、有識者による審査  
申請計画の認定
  - 7月頃 認定計画に基づく事業の公募
  - 8月頃 有識者による審査を経て、採択
- 既認定計画（例年のスケジュール：2月～4月頃）
  - 2月頃 認定計画に基づく事業について、交付要望受付
  - 3月頃 有識者による審査を経て、採択

## ご参考：文化庁HP

○文化観光について

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/bunkakanko/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/index.html)

**【連絡先】文化庁 参事官(文化拠点担当)付 TEL：03-6734-4893**

## ○高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業

令和8年度予算額：  
6,966百万円

## 概要

- モダン建築をはじめとする文化財を活用した宿泊施設や、美術館・博物館等の文化施設は、外国人旅行者を満足させる上質な施設としての整備が期待されている。
- 一方で、元々の用途から転用する場合には、文化財としての価値を維持するための改修が必要となるため、高度な技術が必要で、事業費も高額となり、実績は少ない。
- また、外国人旅行者が滞在する文化財において、宿泊機能の整備、多言語対応、洋式トイレの整備等が進んでおらず、上質な体験やエリアの魅力を十分に伝えきれていない。
- 上記課題を背景として、改修・整備に関する事業を支援する。

## 支援内容・対象者・対象事業

## ①高付加価値化改修【169百万円×5か所程度】

## 【対象事業】

国指定等文化財を高付加価値化された宿泊・飲食・集客施設として活用するため、計画の策定から改修工事までを支援

## 【補助対象】

文化財所有者、地方自治体、管理団体、文化庁長官が適当と認める団体

## ②美観向上整備、活用環境強化【12.4百万円×40か所程度】

## 【対象事業】

外観等の美装化、内装等の活用整備、鑑賞環境の整備を支援

## 【補助対象】

文化財所有者、管理団体、地方自治体等

## ③インバウンド利用を前提とする修理・整備【建造物/史跡等60件程度】

## 【対象事業】

史跡等の整備に関する計画等策定、公開活用を見込む重要文化財建造物の修理及び史跡等の整備を支援

## 【補助対象】

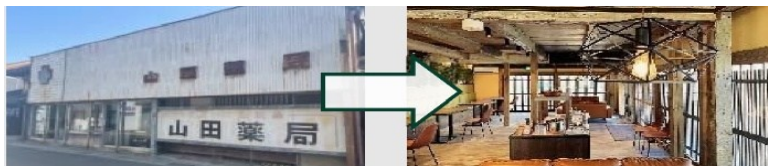
文化財所有者、管理団体、文化庁長官が適当と認める団体

## 事業イメージ

### ①改修事業：名古屋市有松伝統的建造物群保存地区（愛知県・名古屋市）



宿泊、飲食、ギャラリー、物販施設として改修予定（市指定文化財）



宿泊、飲食施設として改修予定

・伝建地区内に所在する3棟の伝統的建造物を**宿泊施設、オフィス、飲食店等とし、建造物自体の魅力向上を図る**ことにより、インバウンド客の滞在性を向上すると同時に、**地区全体としての魅力発信に寄与**する。

### ②活用環境強化事業：旧三笠ホテル（重要文化財・長野県軽井沢町）



▲完成（令和7年度）

▲スイートルームの再現

・エレベーターやトイレを備えた**新築棟を併設**。  
・ホテル創業時からの**変遷を紹介する展示室**のほか、**かつてのスイートルームも再現**。

## 支援手続スケジュール

- |     |  |
|-----|--|
| 第1次 | 観光拠点整備計画提出期限 令和8年2月6日（金）<br>交付決定 令和8年4月1日（水）   |
| 第2次 | 観光拠点整備計画提出期限 令和8年4月17日（金）<br>交付決定 令和8年6月1日（月）  |
| 第3次 | 観光拠点整備計画提出期限 令和8年7月3日（金）<br>交付決定 令和8年9月1日（火）   |
| 第4次 | 観光拠点整備計画提出期限 令和8年9月4日（金）<br>交付決定 令和8年11月2日（月）  |
| 第5次 | 観光拠点整備計画提出期限 令和8年11月13日（金）<br>交付決定 令和9年2月1日（月） |

【連絡先】文化庁 文化資源政策・記念物課（内線：9663）

○ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和8年度予算額：11,334百万円  
令和7年度補正予算額：5,377百万円

概要

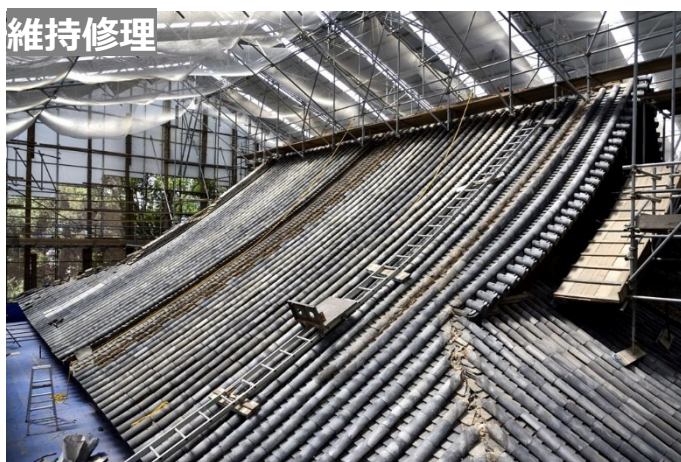
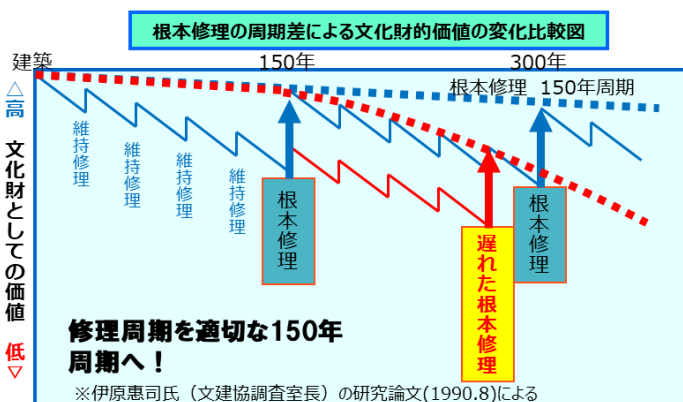
文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。

事業イメージ

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資する。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は380件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。



重要文化財 知恩院勢至堂  
本瓦葺解体状況（京都府）



展示解説整備



保存管理施設の設置



先端技術活用

写真測量による3Dモデルの作成



情報発信  
(パンフレット)

銅板屋根

対象者

文化財の所有者、管理団体など（詳細は要項を参照のこと）

## 対象事業

- (1) 根本修理
- (2) 維持修理
- (3) 特殊修理
- (4) 保存修理（近現代建造物）
- (5) 情報発信  
修理時期を捉えた修理現場の公開等
- (6) 先端技術活用
- (7) 公開活用事業  
文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等
- (8) 環境保全等

## 支援内容

- 修理、情報発信、先端技術活用、公開活用、環境保全等  
…原則補助対象経費の1/2

## 支援手続スケジュール（予定）

令和8年4月、6月、9月、11月  
令和9年2月初頭  
：交付予定

**【連絡先】文化庁建造物課 TEL: 075-451-9756**

## ○伝統的建造物群基盤強化

令和8年度予算額：1,567百万円  
令和7年度補正予算額：539百万円

## 概要

重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。

## 事業イメージ

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要な保護措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。



たつの市龍野町伝統的建造物群保存地区の修理事例

### 伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上

#### 修理・修景、防災・耐震の促進



<秋田県 仙北市角館>  
修景事業で新築した建造物



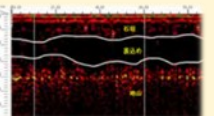
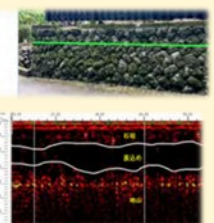
<福島県 下郷町大内宿>  
防災事業で整備した放水銃



<佐賀県 嬉野市塩田津>  
公開活用施設



<静岡県 焼津市花沢>  
石垣耐震補強のためのレーザー探査



文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

## 対象者

市町村

## 対象事業

(1) 伝統的建造物群の保存対策、防災対策に係る調査

(2) 修理・修景・公開活用整備

重要伝統的建造物群保存地区内の建造物等について、保存修理、修景、公開活用に資する設備の整備、情報発信等を実施し、重要伝統的建造物群保存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進。

(3) 防災・耐震

重要伝統的建造物群保存地区の防災設備設置や耐震診断等。

(4) 買上

重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化。

(5) 先端技術の活用

3次元計測等の先端技術の活用による防災環境の整備等。

## 支援内容

- 調査、修理・修景・公開活用、防災設備等、買上、先端技術の活用  
…原則補助対象経費の1/2

## 支援手続スケジュール（予定）

令和8年4月、6月、9月、11月

令和9年2月初頭

: 交付予定

【連絡先】文化庁建造物課

TEL: 075-451-9756

○本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業

令和8年度予算額：  
2,275百万円

概要

多彩な文化体験を提供可能な文化観光拠点地域の形成を促進するため、拠点地域の形成を主導する人材の確保・育成、文化体験の提供に必要な施設・設備の整備、デジタル技術の積極的な活用を支援する。

事業イメージ

○それぞれの地域だからこそ提供できる本物の日本文化を体験・体感することを通じて、文化に対する理解を深め、外国人観光客を中心に、来訪者の滞在長期化・リピーター化を図る取組を促進する。



©Bed and Craft

彫刻士の指導による  
彫刻体験



朝の勤行体験



地域コーディネーター

地域の関係者を巻き込みながら、  
来訪者に多彩な文化体験を提供できる  
観光拠点の整備等を主導



古民家を改修した宿



伝統的建造物が並ぶ  
街並みの周遊

## 対象者

民間事業者、都道府県、市町村、DMO等

## 対象事業

- ①観光拠点の形成を主導する**人材等の確保・育成**  
(**地域コーディネーターを必ず配置すること**)
  - ②文化体験の提供に必要な**施設・設備の整備**
  - ③**デジタル技術の積極的な活用**  
(オンライン予約システム、マーケティングの高度化等)
- ※①②③すべてを実施することが必要

## 支援内容（補助率等）

補助対象 : 219百万円×10件程度

事務局委託 : 約84百万円

補助率 : 原則 1/2、条件に応じて最大2/3まで高上げ

## 支援手続スケジュール（予定）

令和8年1月～2月 : 令和8年度事業計画の公募

令和8年4月末 : 令和8年度採択先決定

令和8年5月～ : 有識者の審査を経て交付決定（予定）

令和8年5月～ : 事業開始（予定）

## ご参考：文化庁HP

本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業（ACEプログラム）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/94235801.html>

### 【連絡先】

文部科学省 文化庁 参事官（文化拠点担当）付 TEL 03-6734-4912

○ローカル10,000プロジェクト  
(地域経済循環創造事業交付金)

令和8年度予算額：  
666百万円

概要

産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援し、地域の経済循環を創出。

事業イメージ

支援対象

民間事業者等の初期投資費用  
(施設整備・改修費、機械装置費、備品費等)

公費による助成

国費

地方費

地域金融機関による融資等

自己  
資金等

事例

島根県松江市

古民家を活用した飲食事業



徳島県美馬市

古民家を活用した観光・宿泊事業



鹿児島県長島町

地元産茶を活用したブリの養殖



対象者

地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、助成を行う地方公共団体に交付金を交付

## 対象事業

- ①地域密着型（地域資源の活用）
- ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- ③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クワッドファンディング
- ④新規性（新規事業）
- ⑤モデル性

の要件について、国の外部有識者の審査を経て該当すると認められた事業

## 支援内容（交付率等）

○公費による助成額の上限

→ 原則3,000万円

融資額等が公費による助成額の

- ・ 2倍以上3倍未満の場合：4,000万円
- ・ 3倍以上4倍未満の場合：5,000万円
- ・ 4倍以上の場合：5,500万円

○交付率

→ 原則、公費による助成額の1 / 2

条件不利地域で財政力の弱い市町村（財政力指数0.5未満）は2 / 3  
特に財政力の弱い市町村（財政力指数0.25未満）は3 / 4

### 重点支援

以下の事業に該当し、

新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

○地域脱炭素の推進に特に関連する事業【国費3 / 4】

○地域の若者や女性の活躍に特に関連する事業【国費3 / 4】

## 支援手続スケジュール（予定）

実施計画書提出を随時受付、提出から翌々月下旬交付決定

### 【連絡先】

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

TEL: 03-5253-5523

問い合わせ専用ダイヤル（平日9:30～18:00）

TEL : 050-5574-5075

## ○地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業

令和7年度補正予算額：  
880百万円

### 概要

- ・ 災害の激甚化・頻発化や訪日外国人旅行者の増加に伴い、訪日外国人旅行者が、旅行中に災害に遭うケースや医療機関を受診するケースの増加が見込まれる。
- ・ 更なる地方誘客促進に向けて、訪日外国人旅行者が日本各地を安全・安心に訪れることができる旅行環境整備が必要であり、地域における観光客を含めた危機管理体制の検討・構築、クマの出没情報など多言語での正確な情報発信、観光施設等における非常時対応機能強化、医療機関におけるキャッシュレス決済等の整備等を推進する。

災害時、観光案内所に観光客が集まっている様子



雪害の例



### 事業内容

#### ①地域における観光危機管理計画の策定補助

- ・ 各地域における訪日外国人旅行者を含めた観光客に対する災害時の対応方針等の計画策定を支援（既存の地域防災計画等について観光に関する記載を追記・拡充する対応も支援対象）

#### ②観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化

- ・ 訪日外国人旅行者等の安全・安心確保のため、観光施設等における非常用電源装置や災害用ドローン、熱中症対策設備等の整備、クマの出没情報など多言語での正確な情報発信の環境整備等を支援

#### ③医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化

- ・ 訪日外国人旅行者が医療機関を受診する場合の利便性向上に向けて、キャッシュレス決済の導入、医療機関内の多言語化等の環境整備を支援

### 事業イメージ



非常用電源装置



災害用ドローン



熱中症対策設備



キャッシュレス決済環境



多言語による情報発信

### 支援内容（補助率等）

補助対象経費の2分の1以内

ただし、①地域における観光危機管理計画の策定補助については、都道府県が申請する場合、及び所在する都道府県が観光危機管理計画等を策定済み、もしくは策定予定と見なせる市区町村が申請する場合は補助率3分の2

### 対象者

- ・観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者
- ・観光地における店舗・事業所等を運営する者
- ・病院・診療所等を設置し、又は管理する者 ・地方公共団体

※詳しくは交付要領及び応募要領をご確認ください。

詳細は観光庁HP ([https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo08\\_00055.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo08_00055.html)) を参照

### 支援手続スケジュール

令和8年2月2日（月）

～令和8年9月25日（金）※17時必着

※予算がなくなり次第、予告なく終了

